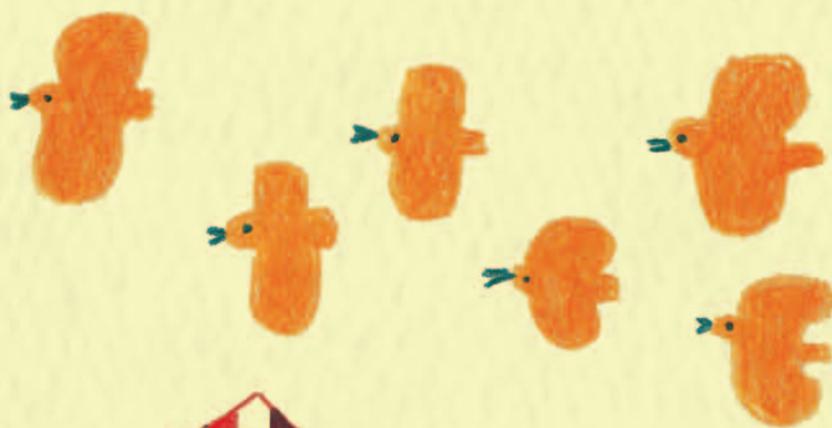


みんなので支え育ちあう

すくすく子育て

いきいき子育て支援のまちづくり



高知市子ども未来プラン

すくすくとさっしー21

平成17年3月 高知市

はじめに

高知市では、平成10年3月に高知市子育て支援計画を策定し、安心して子どもを生み育てることのできるまちづくりをめざして、多様化・増大化する保育ニーズへの対応を進めるとともに、地域子育て支援センターや一時保育、ファミリー・サポート・センター事業など、様々な子育て支援施策を展開してまいりました。

しかしながら、本市におきましても全国と同様に少子化が進み、子どもの数が減少しています。

また、核家族化や都市化による家庭や地域の子育て力の低下、若者の自立が難しい社会経済状況など、子どもと子育てを取り巻く環境も厳しくなっており、子育てに悩みや不安を抱える家庭や個別的な支援が必要な家庭が増え、なかには児童虐待に至るケースも見られるなど、次代を担う子どもの育ちに不安を感じざるを得ません。

そのため、計画改定にあたっては、次代を担う子どもを1人の人間として尊重しながら、社会全体で子どもの育ちを支え、また、親自身の成長も支えていくことが必要であると考え、「みんなで支え育ちあう すくすく子育て いきいき子育て支援のまちづくり」を基本理念に掲げたところであり、子どもたちが未来に希望を持ってすくすくと育っていくことを心から願っています。

この計画の実現に向けて、市民の皆様をはじめ、地域、企業、関係機関・団体等と手を取りあって、ともに支えあい育ちあいながら取り組んでいきたいと考えています。

計画の策定にあたり、ご尽力いただきました高知市子育て支援計画推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました市民の皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後とも、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

平成17年3月

高知市長 岡崎誠也

目次

CONTENTS

第1章 計画の概要

1 計画の改定にあたって ————— 1

- (1) 計画改定の背景
- (2) 計画の目的
- (3) 計画の性格・位置付け等
- (4) 計画の対象
- (5) 計画の期間
- (6) 計画の実施状況の点検・評価

2 子どもと子育てを取り巻く状況 ————— 3

- (1) 少子化の現状
- (2) 少子化の要因とその背景
- (3) 少子化がもたらす影響
- (4) 高知市の現状

第2章 計画の基本理念

1 計画推進の八つのポイント ————— 15

- (1) 子どもにとって最善の利益を考えます
- (2) 親と家庭の果たすべき役割を考えます
- (3) 男女共同参画社会の実現を図ります
- (4) 仕事と家庭生活の両立支援を図ります
- (5) 個人の価値観を尊重します
- (6) スローライフの視点で子育て、家庭生活を考えます
- (7) 多様な家族形態に配慮します
- (8) 市民・地域の力を育み、生かします

2 基本理念 ————— 18

「みんなで支え育ちあう、すくすく子育て、
いきいき子育て支援のまちづくり」

3 基本目標 ————— 20

- (1) 子どもがすくすくと育つまち
- (2) いきいきと子育てのできるまち
- (3) 子育て支援の輪がひろがるまち

4 重点施策 ————— 22

- (1) 子どもと親の健康を守ります
- (2) 児童虐待のないまちづくりを進めます
- (3) 子どもの生きる力を育てます
- (4) 子育てを楽しく感じられるまちづくりを進めます
- (5) 待機児童の解消を進めます
- (6) 仕事と家庭生活の両立支援を進めます
- (7) 多様な子育て家庭の支援を進めます
- (8) 子育てバリアフリーのまちづくりを進めます

5 家庭・地域・企業・行政(市)・関係機関等の役割 — 26

- (1) 家庭の役割
- (2) 市民・地域の役割
- (3) 企業の役割
- (4) 行政(市)の役割
- (5) 関係機関等の役割

第3章 各論

◇ 施策体系 ————— 29

1 子どもがすくすくと育つまち ————— 30

- (1) 心とからだの健康づくり
- (2) 次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成
- (5) 子どもがのびのびできる環境づくり

2 いきいきと子育てのできるまち ————— 44

- (1) 子育てが楽しくなるまちづくり
- (2) 家庭生活と仕事の両立支援
- (3) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援
- (4) 障害のある子どもと家族への支援
- (5) 子育て家庭の経済的負担の軽減
- (6) 安心して子育てができる、子育てバリアフリーのまちづくり
- (7) 安心して利用できるサービス体制づくり

3 子育て支援の輪がひろがるまち ————— 57

- (1) 子育てに理解のあるまちづくり
- (2) 男女共同参画社会の推進
- (3) 子育て支援の輪づくり

第4章 資料 ————— 61

- 1 保育サービス等数値目標一覧表
- 2 高知市子育て支援計画推進協議会答申
- 3 高知市子育て支援計画推進協議会委員名簿
- 4 策定の経過
- 5 高知市子育て支援計画推進協議会設置要綱
- 6 高知市子育て支援計画推進協議会委員公募実施要綱



第1章 計画の概要

1 計画の改定にあたって

(1) 計画改定の背景

我が国では、今、少子化が急速に進行しています。

少子化の要因や背景は、結婚や子育て、家庭、学校、地域、職場など、私たち一人ひとりの生活や考え方と深く関わるものであり、その影響は社会経済、国民生活全体に及ぶことが予想されます。

国では、子育て支援社会の構築をめざし、平成6年12月に「エンゼルプラン」を策定し、平成11年12月には中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針である「少子化対策基本方針」を決定し、「新エンゼルプラン」を策定しました。

さらに、平成13年7月には「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定し、「待機児童ゼロ作戦」を打ち出すなど、子育てと仕事の両立支援を中心として様々な対策を実施してきたところです。

しかしながら、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」では、これまで少子化の主な要因とされていた未婚率の上昇や晩婚化といった結婚をめぐる変化に加え、夫婦の出生力そのものの低下が認められ、少子化は今後も一層進行するものと予測しています。

そのため、平成14年9月に厚生労働省は「少子化対策プラスワン」を、平成15年3月に政府は「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を取りまとめ、同年7月には「次世代育成支援対策推進法」及び「改正児童福祉法」、「少子化社会対策基本法」が相次いで成立、公布されました。さらに平成16年6月には少子化社会対策基本法に基づき「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、同年12月には新エンゼルプランに代わる「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」が策定されました。

これらにより、国は、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ、かつ育成される環境づくりを進めるため、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしながら、平成17年度からの10年間で、迅速かつ重点的に次世代育成支援に取り組むこととしています。

本市においては、平成10年3月に、子育て支援施策の指針として「高知市子育て支援計画～すこやか 安心 エンゼルプラン～」を策定し、以後、子どもを生み育てやすいまちづくりをめざして、様々な子育て支援施策・事業を推進してきました。

しかし、この間、本市においても、子育てに不安や悩み、ストレス、孤立感を抱え、子育てが孤立化したり、養育困難(混乱)に陥ったりする子育て家庭(特に母親)が増えつつあり、さらには児童虐待に至る例もみられるなど、子どもと子育て家庭をめぐる環境は大きく変化してきており、国の動きを踏まえた新たな取り組みが必要となっています。



(2) 計画改定の目的

子育ては子どもがいる,いないに関わらず,私たち高知市民の生活,暮らしの一部であり,市民みんなが人間らしく心豊かに生活できることが,子どもたちが健やかに育っていくことにつながるものと考えます。

この計画は,いきいきと子育てができ,子どもがすくすくと育つまちを実現するために,前計画の主旨や取り組みの成果を踏まえ,「すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えていくことのできるまちづくり」を,総合的かつ計画的に推進することを目的とするものです。

また,この計画が,子育てを含めた私たちの生活そのものが,今後,どうあるべきかを考えていくきっかけとなり,次代を担う子どもたちが健全に育ち,責任感ある社会人として自立していくことのできる社会が実現されることを願うものです。

(3) 計画の性格・位置付け等

計画改定にあたっては,次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に定める市町村行動計画に対応した計画として改定するとともに,児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の8に規定する市町村保育計画及び平成8年児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知に基づく母子保健計画と一体のものとして改定します。

そのため,本計画を「高知市子ども未来プラン」と位置付け,今後,高知市が取り組むべき子どもと子育てに関する施策事業の具体的な指針とします。

(4) 計画の対象

子ども,子育て家庭及び子育て(妊娠期を含む。)を取り巻く環境すべてを対象とします。

(5) 計画の期間

次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画の前期計画として,平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

(6) 計画の実施状況の点検・評価

計画策定後は,計画の実施状況について,定期的に点検・評価を行います。

高知市子育て支援計画推進協議会に報告するとともに,本市のホームページで公表するなど,市民への周知や意見の聴取等に努め,その後の計画の実施や見直し等に反映させていきます。



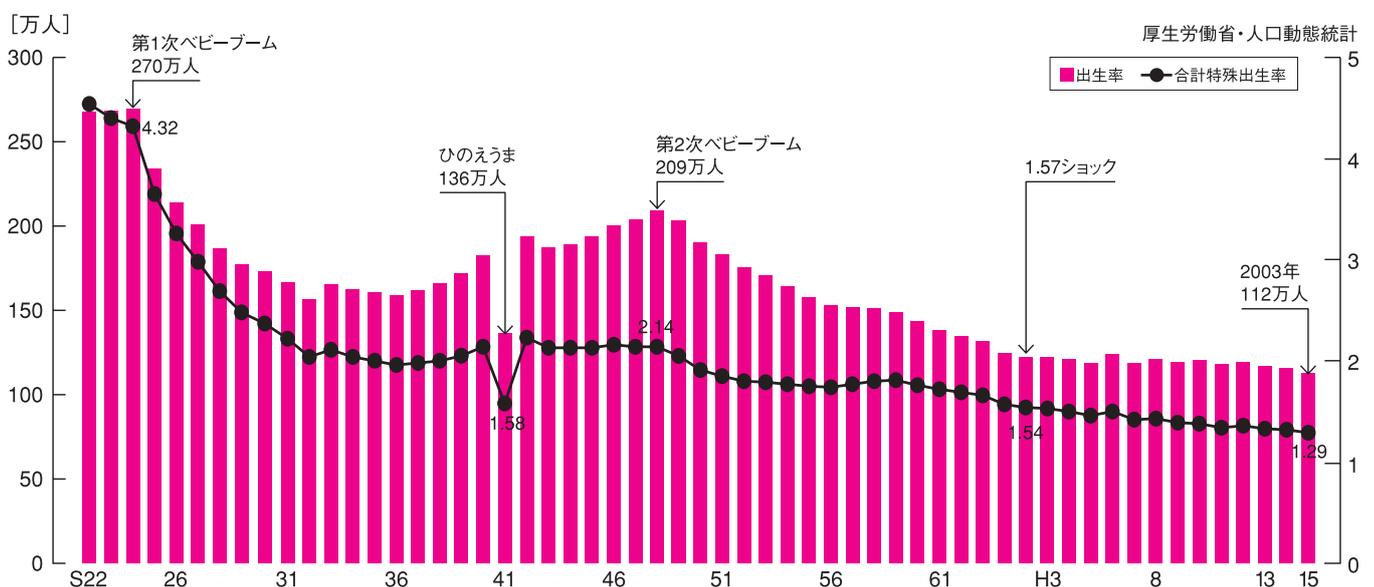
2 子どもと子育てを取り巻く状況

(1) 少子化の現状

近年、日本の合計特殊出生率[※]は急速に低下し、1970年代半ば以降、現在の人口を将来にわたり維持するのに必要な水準である2.08を大幅に下回っている状態が続いています。これは、日本の人口が減少し続ける社会になることを意味しており、少子化が日本の社会経済に深刻な影響を与えるものと懸念されます。

また、平成15年の全国の合計特殊出生率は1.29であることが発表され、出生率の低下に歯止めがかかっていない現状が浮き彫りにされました。

平成15年の高知県の合計特殊出生率は1.34、高知市は1.28であり、本市は全国とほぼ同じような傾向で推移しています。 ※合計特殊出生率(1人の女性が一生の(15歳～49歳)の間に産む子どもの数

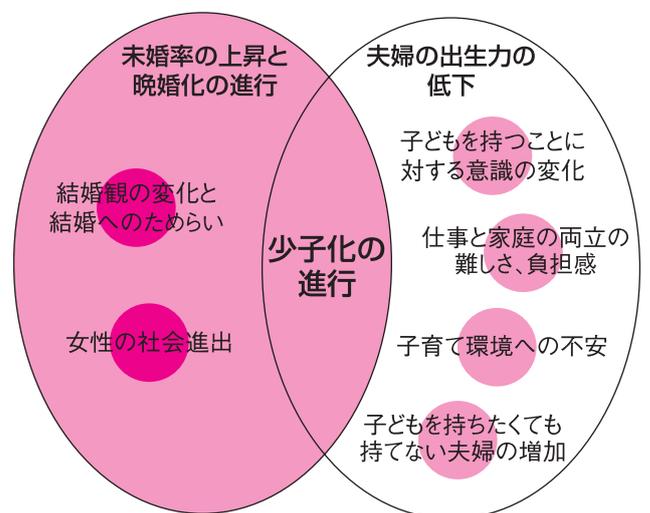


(2) 少子化の要因とその背景

少子化が社会経済や国民生活に重大な影響を与えるということもあり、その要因は様々な方向から分析が行われています。

様々なアプローチで分析された結果、少子化の要因は大きく分類して、①未婚率の上昇と晩婚化の進行②夫婦の出生力の低下に大別できると考えられています。

しかし、これらの要因を改善すれば少子化に歯止めがかかるといった単純なことではなく、晩婚化を進行させ、夫婦の出生力を低下させるに至った多くの背景があると思われます。それらのひとつひとつが複雑にからみ合っ、少子化をより進行させているのです。



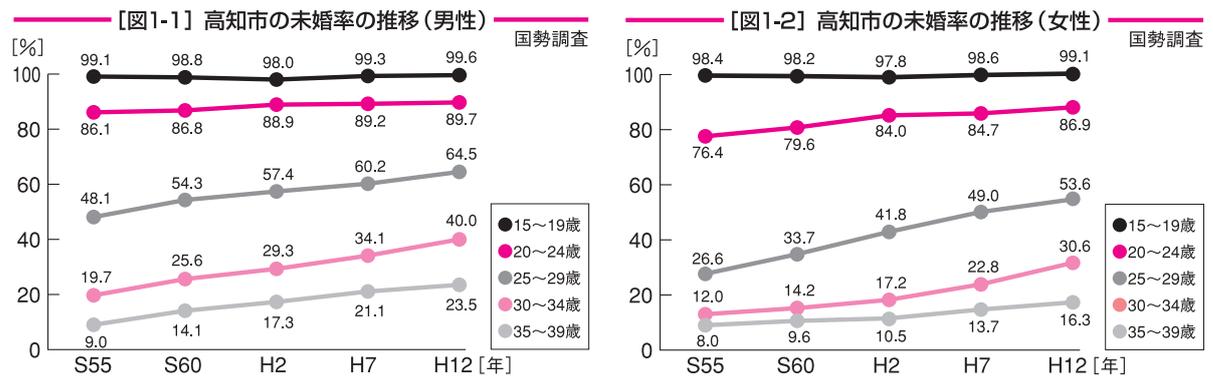


[1]未婚率の上昇と晩婚化の進行

平成16年6月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の中では、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化が、近年の出生率の低下の大きな要因のひとつである、と指摘しています。

実際、男女を問わず、結婚適齢期と言われる25～29歳の未婚率が、全国的に上昇する傾向が続いています。

高知市でも、平成7年に25～29歳の男性で60.2%、女性で49.0%であった未婚率が、5年後の平成12年度には、男性64.5%、女性53.6%と上昇しています。(図1-1, 2参照)

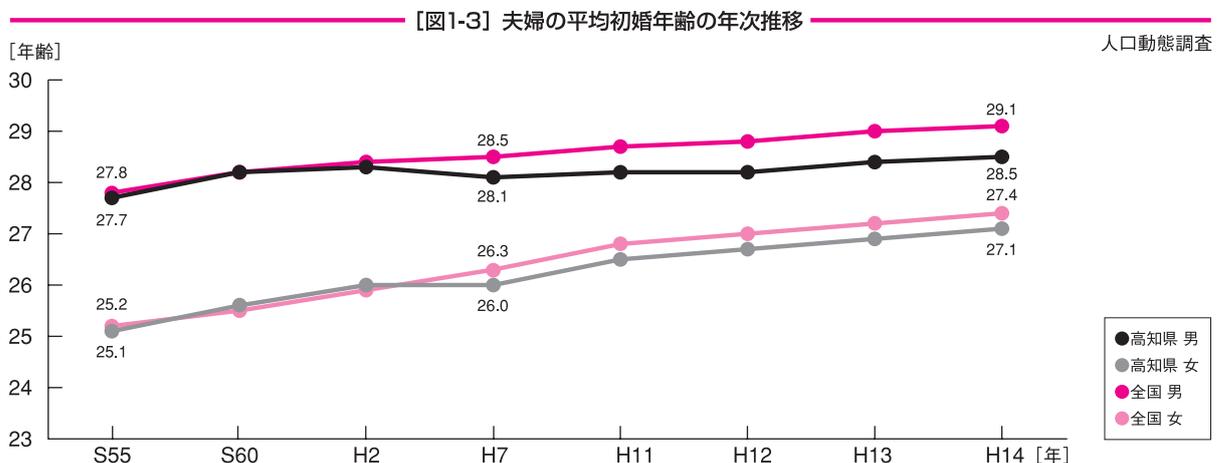


そして、未婚率の上昇が、結婚の時期そのものを遅らせることとなり、晩婚化の現象となって現れています。

それを裏付けるように、全国的に平均初婚年齢が男女とも年々上昇しています。高知県では、全国よりわずかに平均初婚年齢が低く、男性の上昇率が緩やかであるという傾向があるものの、初婚年齢は、年々、上昇しつつあります。(図1-3参照)。

高知市についてみれば、平成14年の平均初婚年齢は男性28.1才、女性26.8才であり、男女とも初婚年齢は低い傾向にあるものの、全国や高知県と同様に晩婚化は進行しつつあります。

日本は諸外国に比べ婚外出生率が低く、結婚が出産の前提となっていることや、女性の妊よう率(妊娠のしやすさ)は年齢が高くなるほど低下することなどを考えると、晩婚化の進行が出生率の低下の大きな要因のひとつになっていると思われる。





○結婚観の変化と結婚へのためらい

35歳未満の独身者に、結婚と独身それぞれに利点を感じるかを聞いた「第12回出生動向基本調査」(H14年)によれば、独身に利点があると考えているのは男性79.8%,女性86.6%となっており、結婚に利点があると考えているもの(男性62.3%,女性69.4%)を大幅に上回っています。独身生活の魅力は、結婚の魅力に比べて強く意識されていることがうかがわれます。

また、過去の出生動向基本調査(第9回, S62年)と比較すると、とりわけ男性の結婚に対する意識の変化が著しく、結婚に利点があると考えた男性は、15年間で約7%(69.1%→62.3%)の減少となりました。

このような背景には、結婚に対する世間のこだわりが少なくなり、結婚を急がない生き方を選択しやすくなったことや、若者文化の隆盛が独身生活の魅力を高めていることなどが、独身の自由を求める風潮を作り出していると考えます。また、パラサイト・シングルという造語に象徴されるように、親との同居下での自由かつ快適な生活が、親元から自立して結婚生活を営むことをためらわせているのではないのでしょうか。

○女性の社会進出

女性の社会進出が進み、女性の経済力が年々向上しています。女性が生活のために結婚する必要性を従来ほど感じなくなり、また、仕事に生きがいを感じるようになったことが、結婚への意識を薄れさせたと言われています。

また、結婚後も仕事を続けたいと考える女性が増えていますが、家庭や職場における根強い男女の固定的な役割分担意識や、家庭よりも仕事の優先を求める企業の在り方などが、女性の多様な生き方を阻んでおり、結果として結婚や出産に消極的になっているのではないかと考えます。



[2] 夫婦の出生力の低下

夫婦が最終的にもうける子どもの数は、出生率が低下した昭和40年代後半以降も平均2.2人前後で推移しており、夫婦の出生力自体は低下していないと考えられていました。

しかし、昨今は、夫婦の出生力そのものも低下しており、少子化の大きな要因の一つと考えられるようになってきました。(図2-1)

前述のとおり、妊娠のしやすさは年齢とともに低下することから考えても、晩婚化の進行により夫婦の出生力が低下してしまうのは必然的なことだとも言えます。

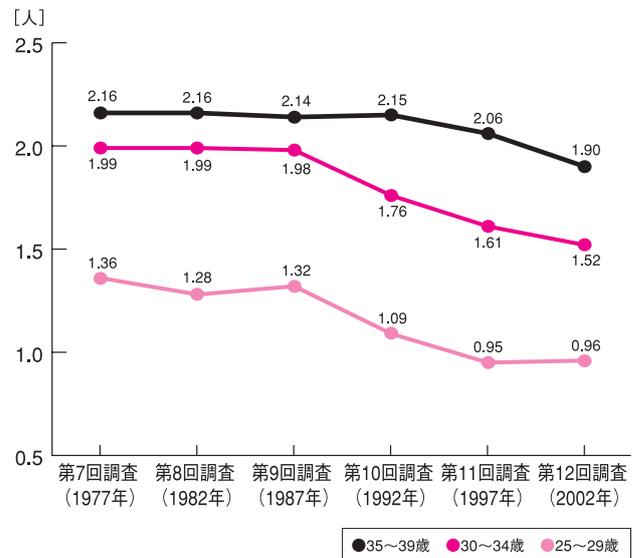
しかし、夫婦の予定子ども数が理想の子ども数よりも少ない現状を見ると、それ以外にも何らかの要因が夫婦に子どもをもうけることを躊躇させていると考えられます。(図2-2)

○子どもを持つことに対する意識の変化

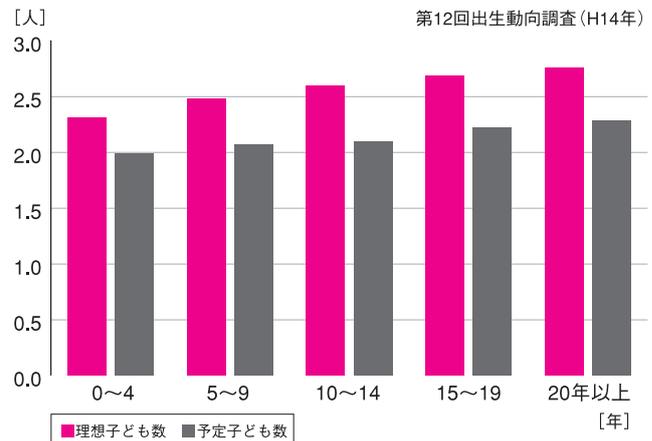
個人の生き方が多様化している現在、「結婚＝子どもを産み育てること」という意識も変化しています。子どもを家の跡継ぎであるとか、老後の保障であるというように考えるのではなく、夫や妻を人生のパートナーとし、結果的に子どもを持たないことを選択する夫婦が増えています。

「子どもを持つか、持たないか」、あるいは「子どもを1人持つか、2人持つか」というようなことは極めて個人的な問題であり、社会が子どもを持つよう強制することは望ましい社会とは言えません。子どもを持ちたい、育ててみたいと思えるような社会が実現できれば、子どもを持つこと意識もまた変わるのではないのでしょうか。

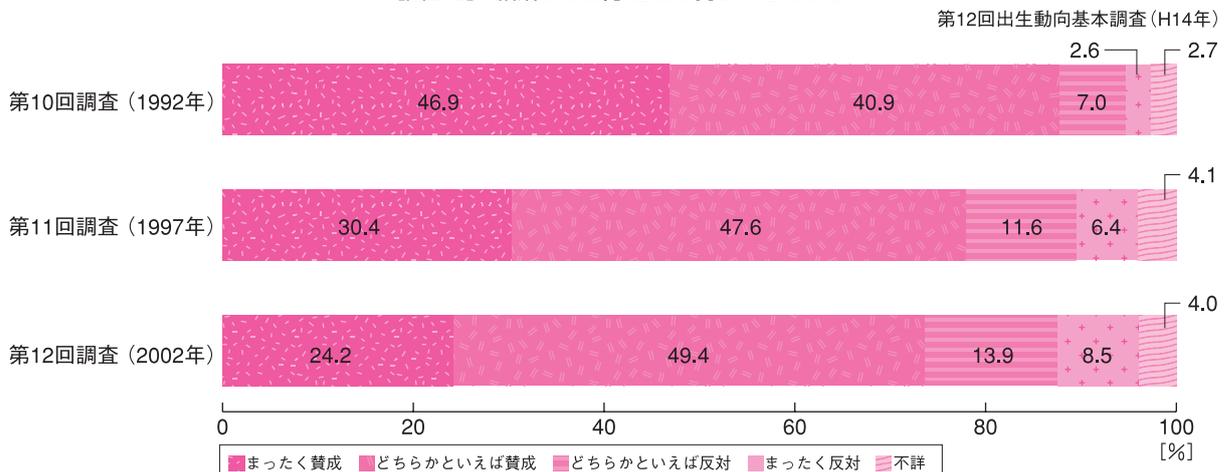
【図2-1】 妻の年齢別平均出産子ども数



【図2-2】 結婚持続期間別にみた理想・予定子ども数



【図2-3】 結婚したら、子どもは持つべきである





○仕事と家庭の両立の難しさ,負担感

女性の就業状況は、全国的に30代を谷とし、20・40代を山とするM字曲線を描く特徴があります。育児休業制度や保育サービス等の充実により、その谷は年々浅くなってきていますが、結婚や出産を機に仕事を辞める女性はまだまだ多いのが現状です。

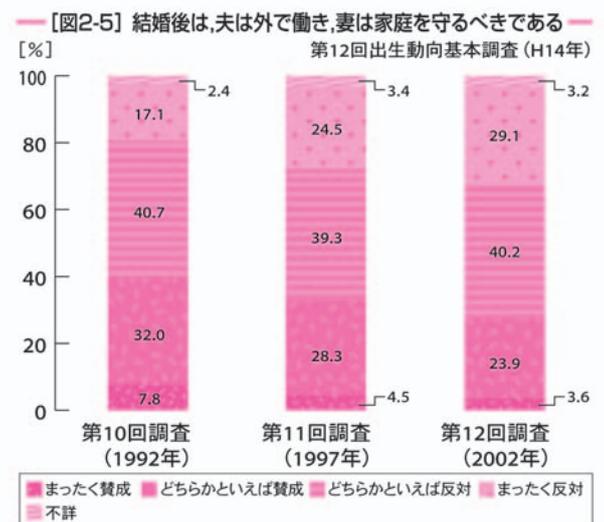
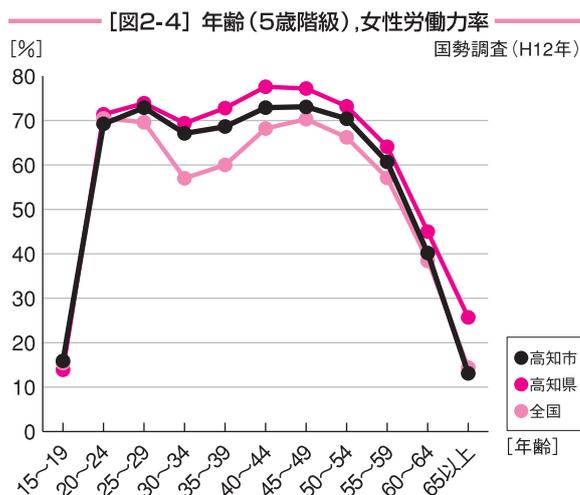
一方、高知市・高知県の労働力率[※]のグラフは、M字曲線の落ち込みの少ない台形に近い形を描いており、高知市・高知県における保育所入所率の高さを裏付けています。

平成15年度高知市次世代育成支援に関するニーズ調査からも、小学校就学前児童の62%、小学校低学年児童の72%の母親が有職者であるという結果がでており、高知市の子育て世代の就労率の高さがうかがえます。
※労働力率 総合人口に占める労働力人口の割合

出生動向基本調査によれば、結婚をしたら妻は家庭を守るべきだという、男女の固定的な役割業意識は年々減少しています。(図2-5)

しかし、共働きであっても、実際に主たる家事・育児をするのは女性であるという意識はまだまだ根深いものがあります。

仕事をしながら家事・育児も負担することに伴う、精神的負担や肉体的負担は大きく、そのことが女性に子どもを持つことをためらわせていると思われます。



○子育て環境への不安

核家族化や都市化が進み、親族や近隣から子育ての手助けや知恵を得ることが難しくなるなど、子育てが孤立する傾向が強まっています。特に、日頃から社会との接点を持ちにくい専業主婦家庭の母親について、その傾向が強いと言われます。

地域においても、子どもを見守ったり、時には叱ったりするような気風が失われるなど、地域全体の子育て力も弱まりつつあります。

さらに、児童虐待やいじめ問題、不登校など、子どもたちを取り巻く環境はますます厳しくなっており、そういった社会への漠然とした不安が、子どもを持つことを躊躇させている要因のひとつとなっているのではないのでしょうか。

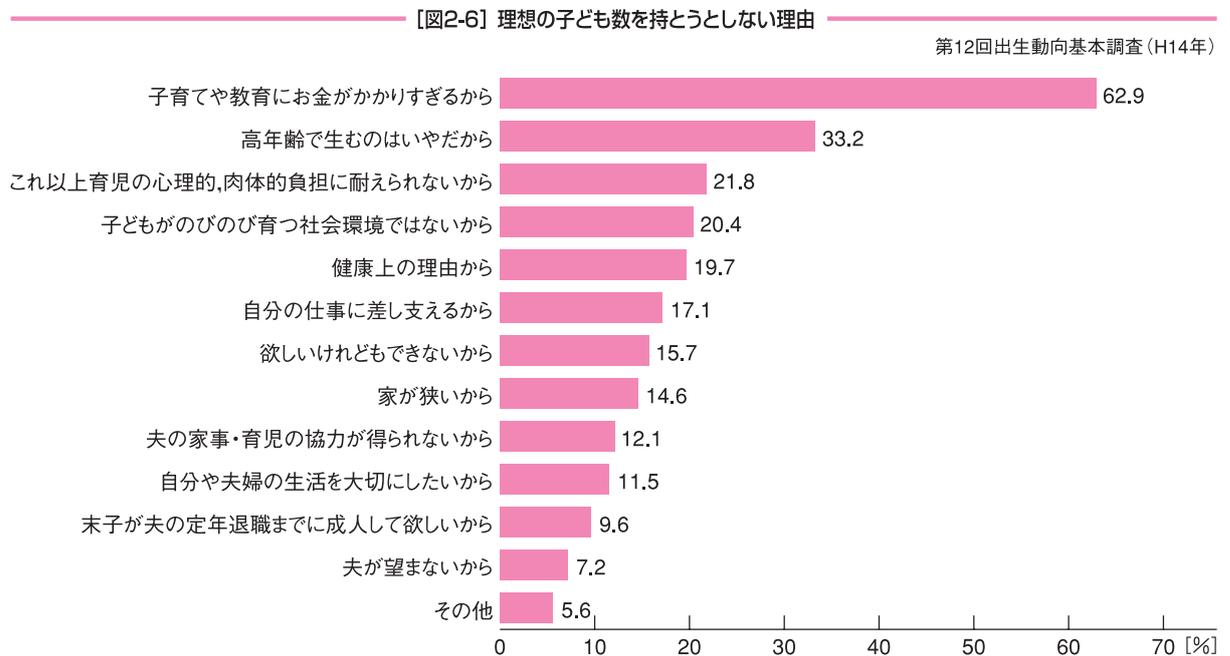


○子育てコストの増加

予定の子ども数が理想の子ども数を下回る夫婦について、理想の子ども数を持つとうとしない理由を聞くと、「子育てにお金がかかる」「教育にお金がかかる」など、子育てに伴う経済的な負担を理由とするものが多くなっています。(図2-6)

「子どもは家の跡継ぎ」「老後の支え」という考え方から、「子どもは生きがいである」「家庭を明るくしてくれる存在である」といった意識に変化したことが、数少ない子どもに手をかけ、お金をかけること、つまり、教育や習い事などの子育てに関する直接的な費用を増加させる方向に働いているものと考えられます。

また、直接的な費用だけでなく、子育てを優先することにより、母親が職業に就く機会を失うことで生じたコスト(子育ての機会費用)が、子育て家庭により経済的負担を感じさせる結果になっていると考えます。



○子どもを持ちたくても持てない夫婦の増加

全国で不妊に悩むカップルは、10組に1組はいて、およそ30万人が何らかの不妊治療を受けていると言われます。

第12回出生動向基本調査(H14年)によれば、過去に子どもができないのではと心配したことがある(あるいは現在心配している)夫婦は全体の4分の1にもなります。また、妻の年齢が高いほど不妊に関する検査や治療経験が高く、40歳代ではおよそ8割が何らかの治療を受けたことがある(あるいは現在受けている)という結果が出ています。

体外受精などの高度な生殖補助医療により、毎年1万人を超える子どもが誕生しており、年々増える傾向(平成14年総出生数の1.3%、1万5千人、前年比15.7%増)にあります。子どもを持たないのではなく、子どもを持ちたいと思いながら、容易に子どもを授かることができない夫婦もまた増えているのです。



(3) 少子化がもたらす影響

少子化の影響として、環境負荷の軽減や住宅問題といった過密に伴うさまざまな問題の改善や、ゆとりある生活環境の形成と密度の濃い教育の実現や受験競争の緩和など、プラス面の影響を指摘する意見があります。

しかし、少子化の進行は、平均寿命の伸長と相まって人口に占める高齢者の割合を高めます。少子・高齢社会のもたらす人口構造のゆがみが、経済成長の鈍化や税・社会保障における負担の増大化、地域の活力の低下など、社会全体に様々な影響を与えるものと懸念されます。

高知市がこの度行った人口推計でも、年少人口や生産年齢人口は減少を続け、総人口は緩やかな減少に転じるものと予想しています。

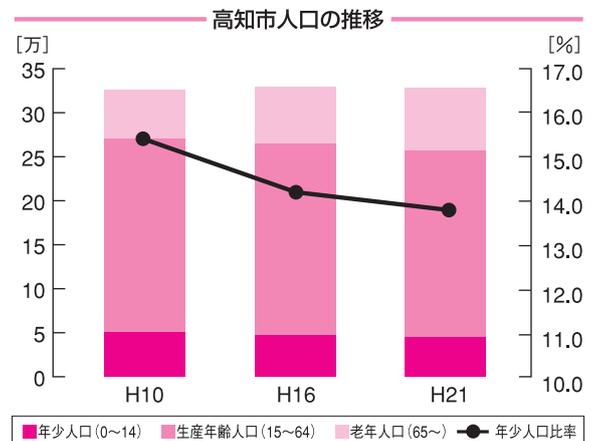
また、老年人口も全国と同様に増加を続け、高知市においても人口のアンバランスな構造が強まるものと予想しています。

高知市の年齢3区分人口

単位[人]

年齢3区分人口	H10	H16	H21
年少人口(0~14)	50,071 15.4%	46,659 14.2%	45,314 13.8%
生産年齢人口(15~64)	220,321 67.7%	218,695 66.3%	211,166 64.4%
老年人口(65~)	55,248 17.0%	64,380 19.5%	71,575 21.8%
合計	325,640	329,734	328,055

H10,H16の数値には、鏡村・土佐山村の人口を含む。



[1] 労働力人口の減少

少子化の進行は年少人口を減少させ、今後、高齢化の進行と相まって生産年齢人口の減少をもたらすと言われています。女性や高齢者の就労が今後増えると期待されているものの、社会全体の労働力不足が懸念されます。

厚生労働省の推計によれば、現在6700万人の労働力人口[※]は、2025年には6300万人まで減少すると見込まれています。

※労働力人口 生産年齢人口のうちで、労働している者(就業者)、休業中の就業者、労働の希望があるが仕事に就いていない者(完全失業者)の総数

[2] 社会保障負担などの増加

少子化と高齢化が同時に進行するという事は、社会経済を支える現役世代を減少させ、社会福祉を受給する高齢者の増加を意味します。そのため、公的年金制度や介護保険制度により、高齢者の扶養や介護が社会化されていることから、年金・医療・福祉等の社会保障の分野において、現役世代の負担を増大させることにつながる可能性があります。



[3]子どもの「育ち」への影響

子どもの数が減少するにつれ、子ども同士、特に異年齢の子ども同士の交流の機会が減っています。また、子どもの少ないことが、親の過干渉や過保護につながって、子どもの社会性や自立心の育ちに様々な影響を与えることも懸念されます。

「少子化社会対策大綱」でも、同世代の仲間と切磋琢磨して健やかに育つ環境や、乳幼児とふれあって育つ環境が子どもたちから奪われつつあり、子どもが健全に育ちにくい社会となることで、自立した責任感ある社会人になることが難しくなっているのではないかと指摘しています。

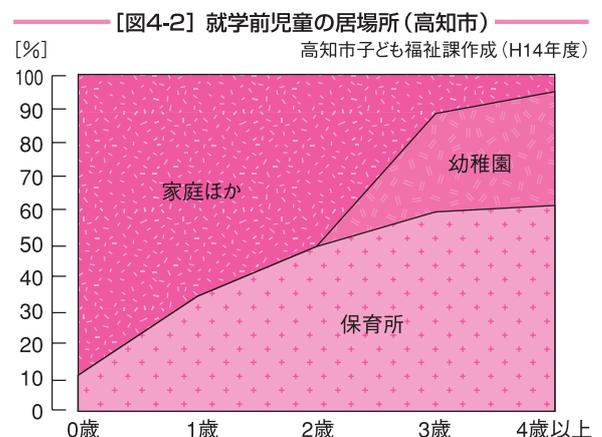
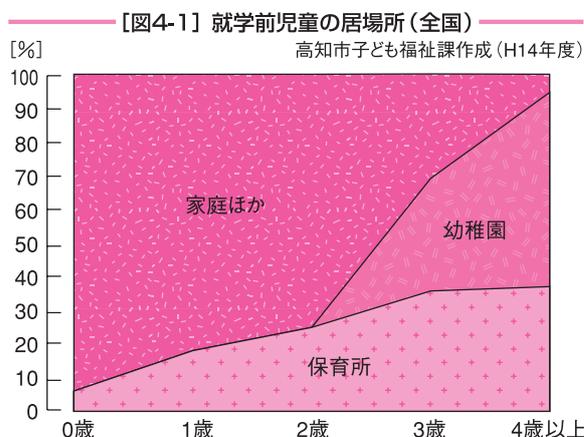
(4)高知市の現状

[1]高い就園率

全国と高知市の就学前児童の居場所を比較してみると、全年齢を通じて幼稚園・保育所の就園率が高く、特に保育所の就園率の高さが高知市の特徴となっています。

また、3歳児の幼稚園・保育所の就園率は90%近くにのぼっており、就園の意識が高いことがうかがえます。

高知市の子育て家庭における就業率が高いことは既に述べていますが、この就園率の高さと就業率の高さは相関関係にあると考えられます。



[2]保育所入所児童の低年齢化と待機児童の増加

高知市の保育所入所児童数は、少子化による子どもの数の減少とともに昭和55年から平成8年まで減少傾向にありましたが、それ以降は増加に転じています。

特に、0～2歳児の増加が顕著であり、年々、保育所入所希望が低年齢化していることが分かります。(図4-3)

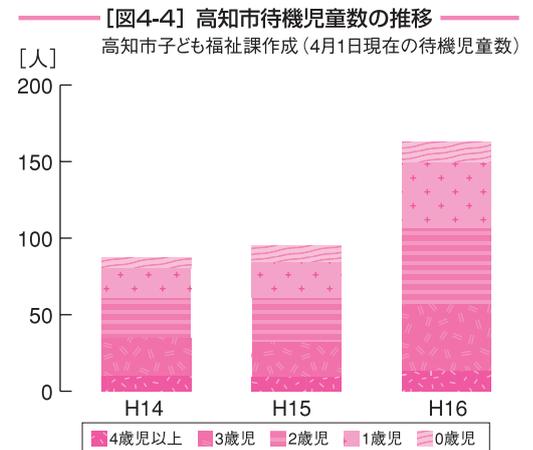
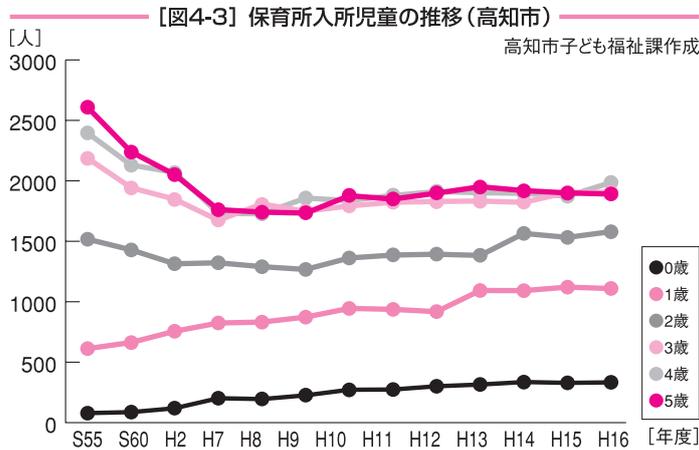
近年の経済不況の影響や育児休業制度の定着により、出産後も仕事に復帰する母親が増えていますが、低年齢児の保育所入所のニーズを高めていると考えます。

一方、入所児童数が増加しているにもかかわらず、高知市の保育所待機児童数は増加しています。(図4-4)



これまで、高知市は定員の弾力化や園舎改築時の定員増等により、増大化する入所希望に対応してきました。

長引く不況を背景として、今後も就労環境の多様化が進み、保育ニーズの増大化・多様化傾向は続くものと思われます。



[3] 非行や不登校など青少年を取り巻く問題

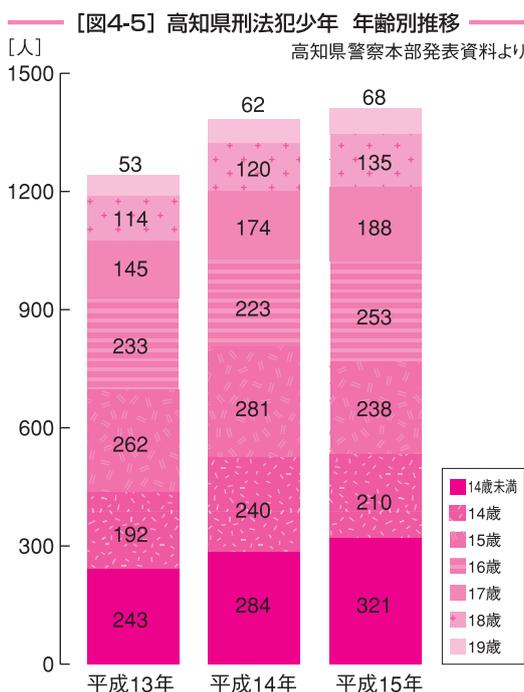
高知県内の刑法犯少年は、年々増加しています。平成15年の刑法犯少年(1,413人)のうち6割以上が高知市内で検挙されており、少年犯罪が高知市に集中していることがうかがえます。

特に14歳未満の触法少年の増加が顕著であり、犯罪の低年齢化傾向がうかがえます。(図4-5)

不登校児童・生徒は、全国的には緩やかに減少する傾向にあります。しかし、高知市は全国と比較して不登校児童・生徒が高い割合で存在しています。(図4-6)

また、高知県は全国に比べ若年層の性感染症の罹患率が高く、10代の人工妊娠中絶率も、高知県(平成14年:19.2/女子人口千対)は、全国平均(平成14年:12.8)を大きく上回っています。

このように青少年を取り巻く環境はますます厳しいものとなってきており、多くの子どもたちが心に傷を負っています。子どもたちのSOSに周りの大人が早く気づき、適切に対応することが求められます。



【図4-6】 不登校児童・生徒の推移

		H10	H11	H12	H13	H14	H15
全 国	小学校 (割合)	26,017 (0.34)	26,047 (0.35)	26,373 (0.36)	26,503 (0.36)	25,869 (0.36)	24,086 (0.33)
	中学校 (割合)	101,675 (2.32)	104,180 (2.45)	107,913 (2.63)	112,193 (2.81)	105,342 (2.73)	102,126 (2.72)
高知市	小学校 (割合)	136 (0.7)	127 (0.71)	136 (0.77)	137 (0.78)	155 (0.87)	128 (0.72)
	中学校 (割合)	372 (4.5)	334 (4.19)	368 (4.84)	346 (4.77)	321 (4.72)	351 (5.54)

割合は全児童に占める不登校児童の割合
全国・高知市ともに30日以上の不登校児童を集計

高知市教育委員会

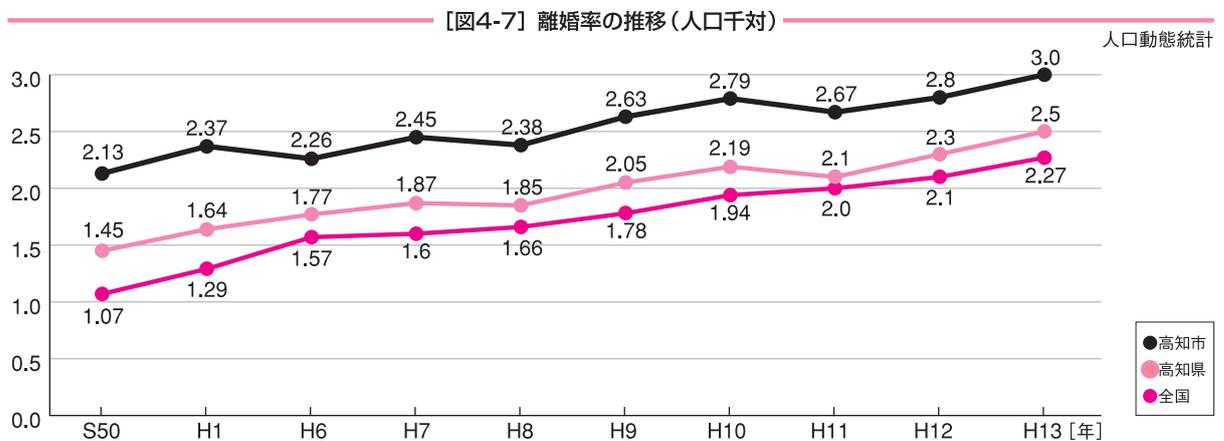


[4]ひとり親家庭の増加

高知市における離婚率(人口千対)は、全国と比較して著しく高く、子どもの養育にも様々な影響を与えているものと推測されます。(図4-7)

14アンケート調査においては、「子育てに自信がもてないことがありますか」という質問に、核家族世帯・3世代世帯ともに「はい」と答えたのはおよそ30%に対し、ひとり親世帯は45.7%とかなり高くなっています。

同じく、「子育てにつらさや難しさと感じるときはどのようなときですか」という質問には、「経済的に負担が大きい」(47.8%)「時々子どもにあたり、つい手を出してしまう」(34.8%)「子育てのつらさや大変さを周りにわかってもらえない」(10.9%)と、ひとり親世帯の方が他の世帯よりも高いという結果が出ており、切実な悩みを抱えていることがわかります。

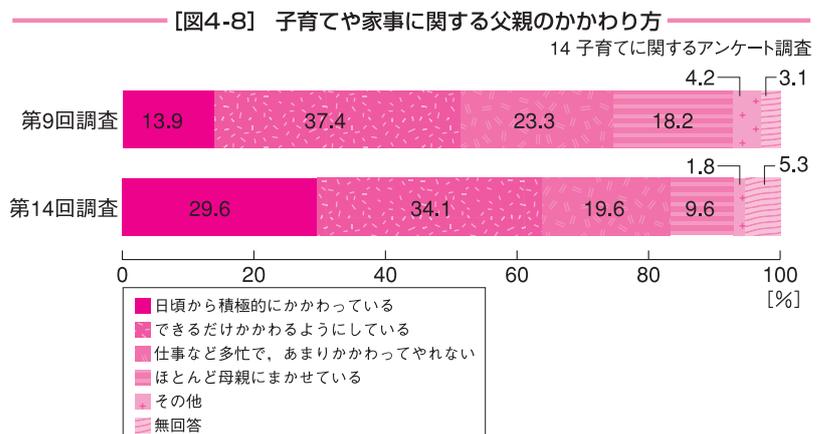


[5]父親の育児参加

子育てや家事に対する父親のかかわり方について聞いた、14アンケート調査によると、積極的にかかっている「できるだけかかわるようにしている」があわせて6割以上に及んでいます。平成9年に行った調査と比較しても、「積極的にかかっている」が大幅に増え、かわりに「ほとんど母親にまかせている」が減っていることがわかります。(図4-8)

今回の調査は、9割以上を母親が回答しており、母親の目から見ても、父親の育児や家事への姿勢を高く評価していることがうかがわれます。

同様の調査を全国的に行った「少子化対策に関する住民アンケート調査(平成16年度)」では、子育てを父親が「あまりしていない」「ほとんどしていない」は合わせて50%以上という結果がでており、一概には比較できないけれども、高知市の父親の家事や育児に対する積極さがうかがえます。





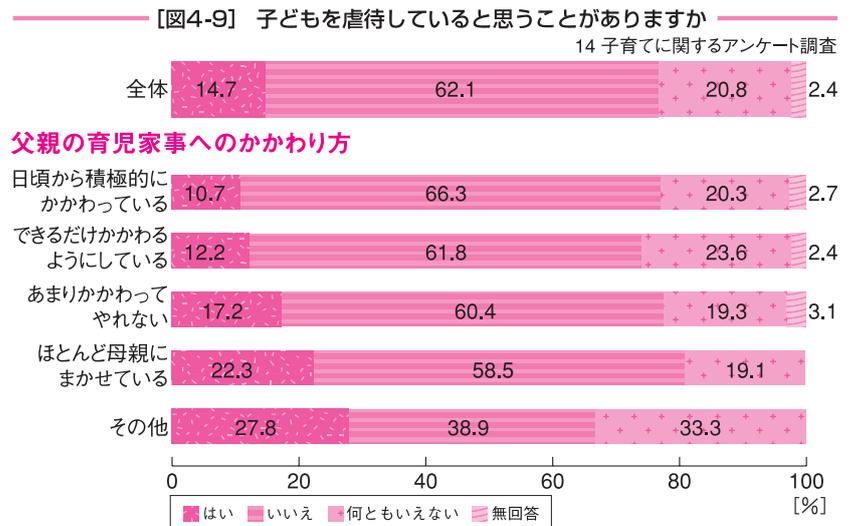
[6] 虐待と育児不安

虐待は特別なものではありません。育児不安と虐待は隣り合わせであり、どの家庭にも起こりうることです。

平成15年度に、高知市で虐待と判断されたケースは19件(高知県中央児童相談所集計)ですが、子育て家庭と直接接する機会が多い保育士や保健師は、養育困難家庭の増加を強く感じています。

14アンケート調査によれば、「虐待していると思うときがある」と回答した保護者は14.7%に及びます。その内容としては、「感情的な言葉を子どもに投げかける(75.5%)」「子どもをたたいたり、つねったりする(49.7%)」が多くなっています。

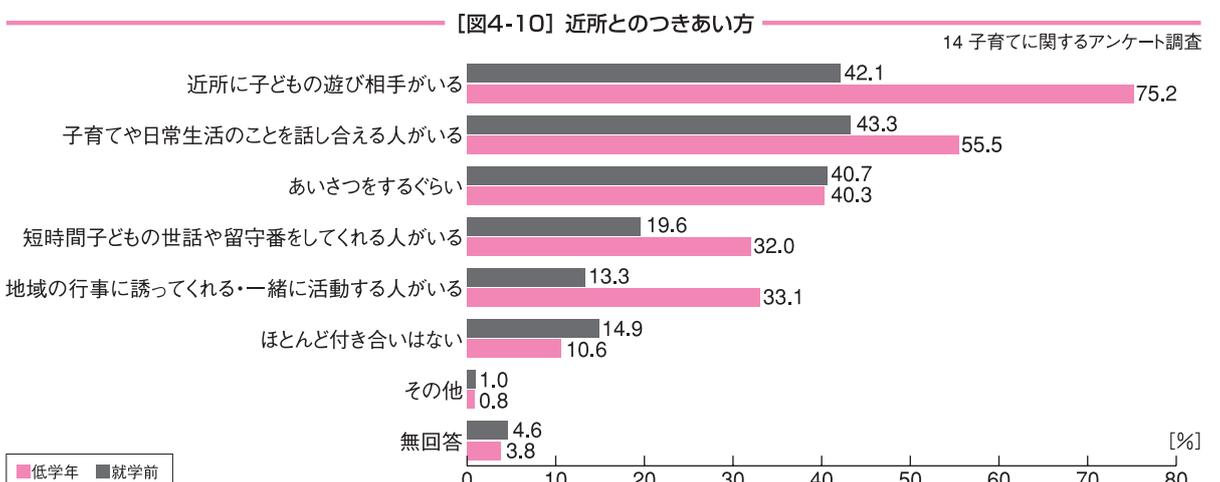
また、父親の育児へのかわり方別にみても、育児をほとんど母親にまかせている家庭ほど「虐待をしていると思うときがある」という割合が高く、育児の孤立化との関連性がうかがえます。



[7] 子育て家庭の地域との関わり

隣近所との付き合い方について、就学前児童を持つ保護者と小学校低学年の保護者に同じ質問をしたところ、全体的に低学年児童の家庭ほど積極的な付き合いをしていることがわかります。これに対して、「ほとんど付き合いはない」は、就学前児童の家庭が高くなっています。(図4-10)

また、同じ就学前児童の中でも、相対的に子どもの年齢が低いほど隣近所との付き合いが希薄であるという結果もでており、乳幼児を育てている家庭ほど「孤育て」に陥りやすい傾向にあるのではないかと考えられます。

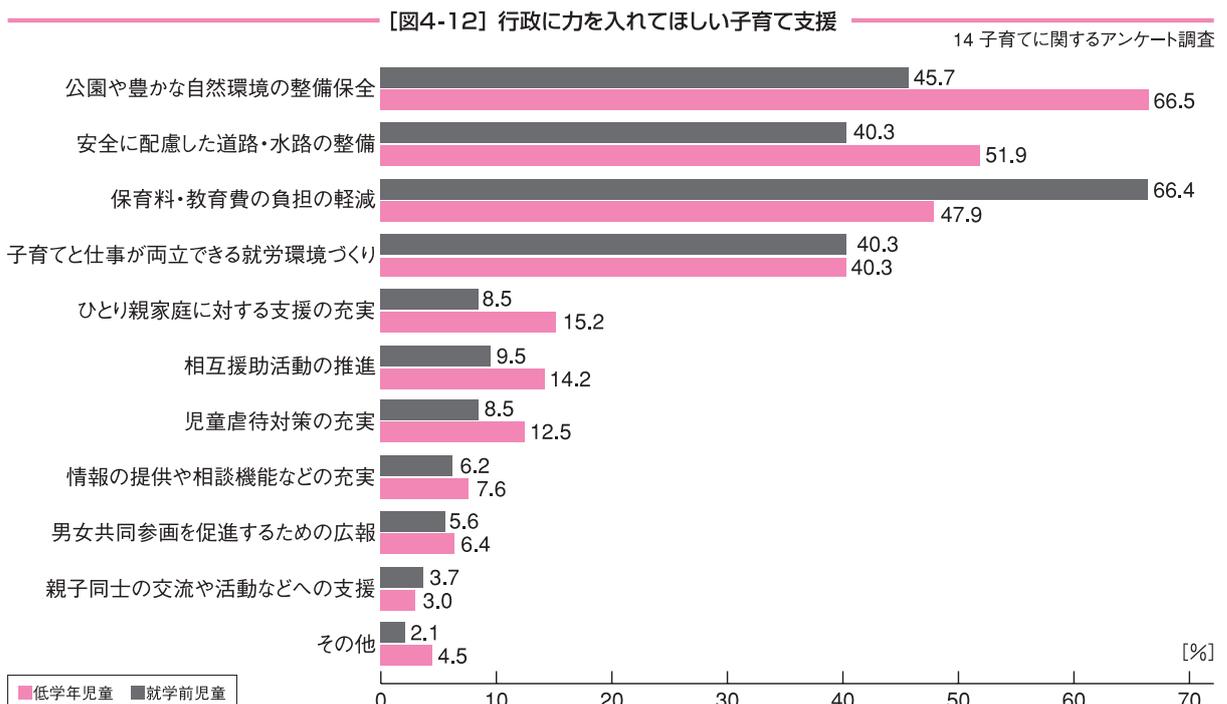
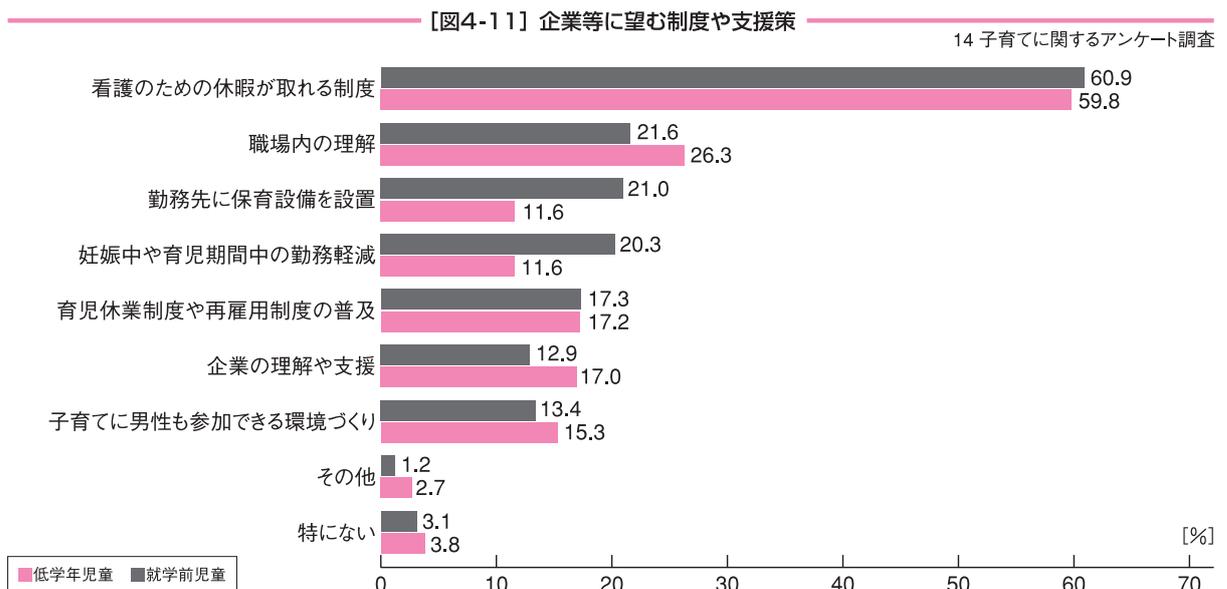


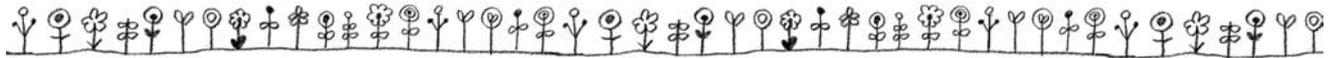


[8] 子育て家庭が望んでいること

14アンケート調査によれば、子育て家庭は企業等に対し「看護のための休暇が取れる制度」を一番に望んでいます。(図4-11)

また、行政に対しては、小学校低学年児童を持つ家庭では、公園や自然環境などの整備というような子どもの遊び場や道路、水路といった子どもの安全に関するものへの要望が高く、就学前児童のいる家庭では保育料や教育費の負担の軽減への要望が高くなっています。(図4-12)





第2章 計画の基本理念

1 計画推進の八つのポイント

計画策定にあたり、以下に示す八つの視点を踏まえながら検討・協議を進めました。

少子高齢社会の中にあつて、子どもの育ちを、また親の育ちを社会全体で支えていくためには、いずれもが大切なことと考えます。

計画を推進していく上でも、常に心に留め置くべきものであると考え、「計画推進の八つのポイント」として示します。

(1) 子どもにとって最善の利益を考えます。

「子どもは人として、社会の一員として尊重され、よい環境の中で育てられる。」とする児童憲章の精神は、いつの時代にも変わるものではありません。

子どもが生まれながらに持っている成長、発達の可能性を最大限発揮できるように支援していくとともに、子ども自身が意欲と興味を持って主体的に行動できるよう、生きる力を身に付ける「子育て支援」を進めていくことが求められます。

子どもたちが、社会の責任ある構成員の一人として、夢を持ち続けながら、すくすくと育っていくよう、子どもに関わるありとあらゆる取り組みについて、「子どもの最善の利益」[※]を第一に考慮していく必要があります。

※ 参考資料：児童憲章(昭和26年制定)、児童の権利に関する条約(平成6年批准)

「子どもの最善の利益」

児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれかによって行われるものであつても、『児童の最善の利益』が主として考慮されるものとする。」

この条約では、子どもの保護に関する親、国、地方自治体、社会の共同責任とともに、子どもを社会の一員として、また、一人の人間として、その人格や個性、権利を尊重することを規定しています。大人と子どもを縦の関係で捉えるのではなく、大人と子どもが相互に理解しあう関係の中で、子どもの持つ成長、発達の可能性を最大限発揮できるよう支援していくことが、子どもの利益につながると考えるものです。

(2) 親と家庭の果たすべき役割を考えます。

子育てを社会全体で支え、子どもたちの健やかな育ちを保障していくことが求められています。

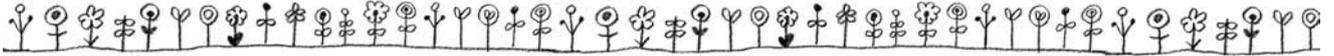
その一方で、子どもにとって家庭はその子が育つ最も身近の小さな社会であり、親はすべてを安心して任せられるかけがえのない存在です。

子育ての責任は、親(保護者)とその家庭が第一義的に担うべきものです。

最近、家庭や地域における子育て力の低下等により、子育てを保育所や幼稚園などに依存する傾向がみられます。

子育てにとって大切なことは、日々、親子のふれあいを積み重ねていくことであり、保育所や幼稚園は子育てを支援することはできても、子育ての主体者となることはできません。

子育て支援、親育ち支援を進めていくにあたっては、親と家庭の果たすべき役割がどうあるべきか、また、親が親としての役割を果たしていくことができるよう社会がどうあるべきかを、十分踏まえながら取り組んでいく必要があります。



(3) 男女共同参画社会の実現を図ります。

女性の高学歴化やライフスタイルの多様化、長引く不況による雇用環境の変化等を背景として、女性の社会進出が進んでいますが、男性優位の社会構造は変わっておらず、まだまだ家庭や職場、地域等には男女の固定的役割分担意識や慣行等が残っています。

男性の家事や子育てへの参加は徐々に増えつつありますが、妻の就労の有無にかかわらず、男性がもっと家事や子育てに関わり、親としての役割を果たしていく必要があります。

子育てを含めた家庭生活や就労など様々な場面について、性別ではなく、その人の個性や能力を大切にする視点で見直しながら、男女共同参画社会の実現を図っていく必要があります。

(4) 仕事と家庭生活の両立支援を図ります。

女性の社会進出が進み、結婚や出産後も育児をしながら働くことができるよう、保育所入所待機児童の解消や保育時間の延長、育児休業制度の普及などが求められています。

仕事と家庭生活の両立を図っていくためには、男性を含めた働き方の見直しが必要であり、男女がともに仕事と子育てを含めた家庭生活を両立できる環境づくりを進めることが大切です。

今後とも、保育サービス等の充実に取り組んでいく必要がありますが、企業にも子育てや家庭生活に配慮した就労環境づくりの取り組みが望まれます。

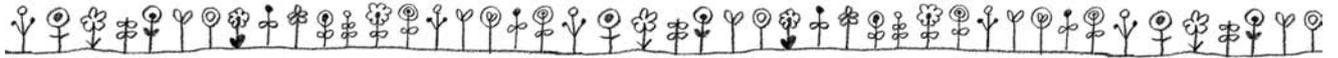
(5) 個人の価値観を尊重します。

生活が豊かになり、個人的な欲求の実現が容易となった現在、個人の価値観は多様化し結婚や出産は選択肢のひとつとなっています。

少子化の大きな原因は、未婚率の上昇や晩婚・晩産化による夫婦出生力の低下と言われており、その背景にはこうした価値観の変化に加え、結婚や子育てに喜びや充実感を見出しにくい状況があるのではないかと考えられます。

結婚や出産は、無論、個人の自由な選択に委ねられるべきものであり、個々の価値観は尊重されるべきものです。

その一方で、結婚や育児を含めた家庭生活の大切さや充実感が感じられる、また、地域や職場などで出産が喜ばれ、子育てが理解されるような環境づくりを進めていく必要があります。



(6) スローライフの視点で子育て, 家庭生活を考えます。

現代の日本は, 大量生産や大量消費, 情報氾濫に見られるように, あふれる物と情報の中で, 毎日が猛烈なスピードで通り過ぎている社会です。そのため, 子どもたちの思いや気持ち, またその子の成長を大切にしながら, 日々ゆったりと育てていくことはなかなか難しい状況にあります。

スローライフとは, 「心と物を大切にしたい生活」と言われています。それは, 人間が人間らしく心豊かに毎日を送ることであり, 子どもが親や家庭, 地域に大切にされ, そして自分自身も大切にしながら, その子らしく育てていくことです。親もまた, 日々の子育てを通じて, 人間として, 親として育てていきます。

スローライフの視点で, 子育て, 家庭生活はもちろん, 家庭より仕事を優先する社会のあり方などを見直していくことも大切です。

(7) 多様な家族形態に配慮します。

本市は全国的にも高い離婚率や女性の就労率を反映し, ひとり親家庭や共働き家庭が多い傾向にあります。

また, 障害のある子どもがいる世帯や障害のある親が子育てを行っている世帯, さらに親を離れて施設で生活を送る子どもなど, 様々な家族形態, 子どもの生活があります。

こうした多様な家族形態や子どもの生活に配慮しながら, 子育て支援, 子ども支援を進めていく必要があります。

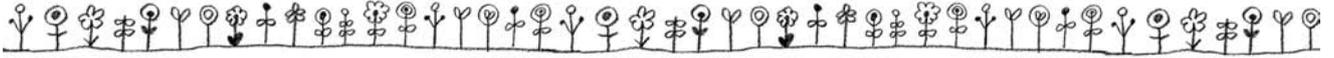
(8) 市民・地域の力を育み, 生かします。

子育て中のお母さんが集まってできた子育てサークルや子育て経験者による子育て支援グループ, 有償ボランティアによる相互援助活動など, 様々な子育て支援活動が行われるようになってきました。

地域では, 民生・児童委員や主任児童委員, 青少年育成協議会など, 子どもと子育てに関わる様々な機関や団体が, それぞれに取り組みを進めています。

子育てを社会全体で支援していくためには, こうした地域の子育て力を育み, 生かしていく共助の視点による取り組みを進めていく必要があります。

また, 子どもたちと地域住民が日頃からあいさつを交わしたり, 何気ない声掛けを行ったりして, 子どもたちを見守っていくことも非常に大切なことです。



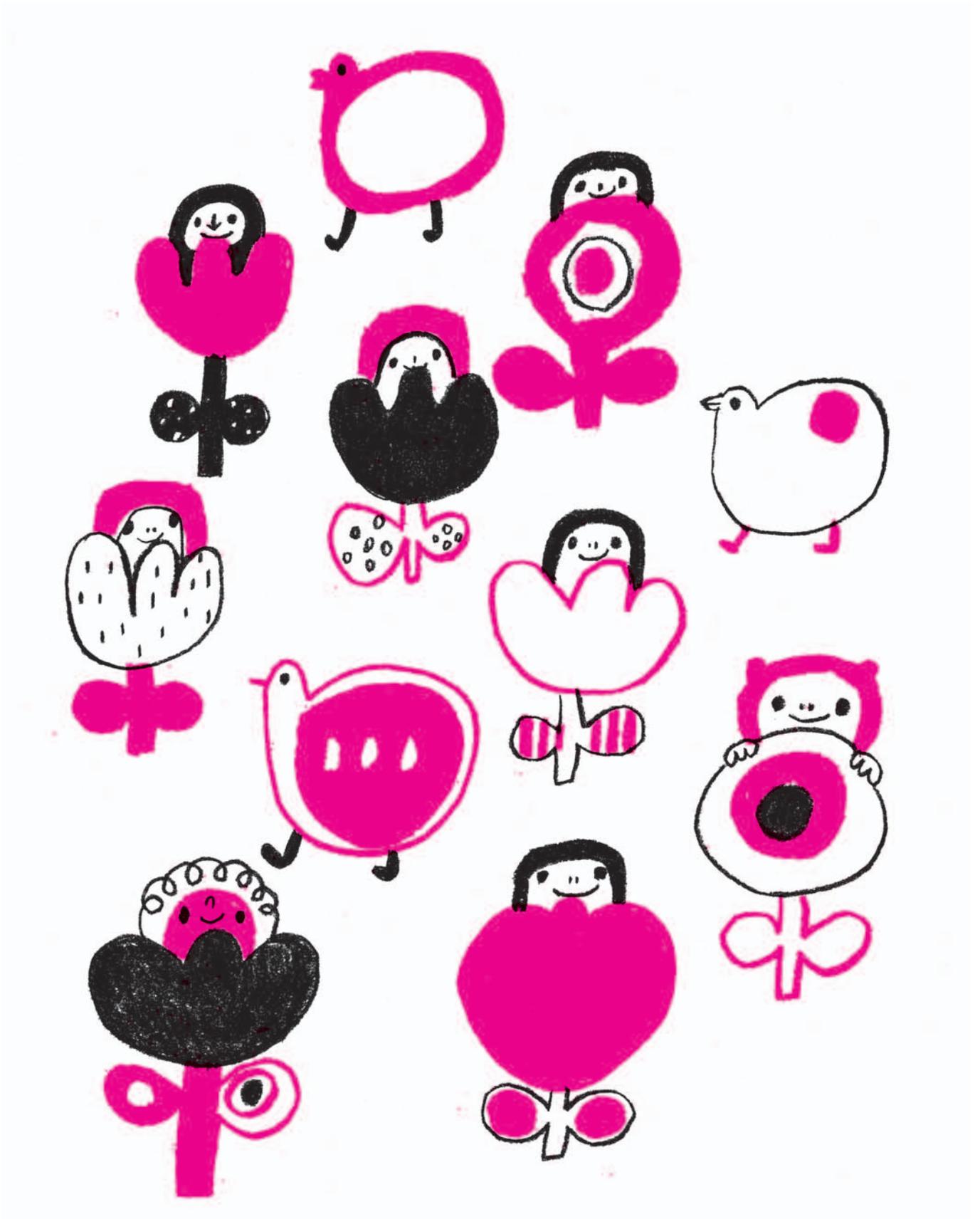
2 基本理念

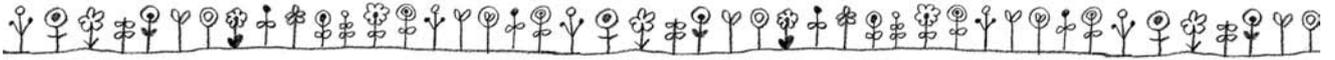
次代を担う子どもたちが、意欲と興味を持ち主体的な行動ができるような子どもに育ち、さらに、次代を担うたくましい、自立した責任感ある若者へと成長していくことが日本の将来を確かなものにします。

そのためには、子どもの最善の利益を考慮しながら、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちづくりを進めていく必要があります。

子どもがすくすくと育ち、親もいきいきと子育てができるまち、そして子どもの育ちとともに、親も、地域も、社会も、互いに手を携えながら、ともに育っていく「共育ちのまち」をめざし、次のように基本理念を定めます。

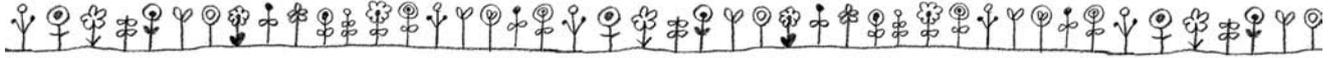
みんなで支え育ちあう
すくすく子育て
いきいき子育て支援のまちづくり





3 基本目標





(1)子どもがすくすくと育つまち

子どもたちが夢や希望を抱き、それに向かって自ら学び考え行動し、心身ともにすくすくとたくましく育つことを願います。

次代を担う子どもたちが、自分自身の手で未来を拓いていけるよう、子ども一人ひとり、その子らしさや成長、発達を大切にしていきます。

(2)いきいきと子育てのできるまち

子育てをしているすべての家庭がいきいきと子育てできるよう、必要な子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。

また、多様な家族形態に配慮しながら、それぞれが安心して子育てのできる環境づくりを進めます。

(3)子育て支援の輪がひろがるまち

子どもと子育てに関わる機関団体はもちろん、子育て経験者や子育て支援サークルなど地域の子育て力の連携や活動の支援を図り、子育て支援の輪づくりを進めます。

また、あらゆる機会を通じて広く市民や地域、企業等に、子どもの育ちと子育てを社会全体で支えていくことの必要性を訴えていきます。



4 重点施策

重点施策は、緊急性や重要性等を勘案し、この5年間に重点的に取り組む施策を示します。

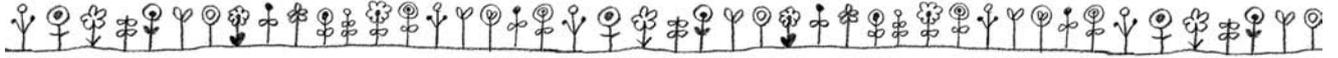


(1) 子どもと親の健康を守ります。

子どもの発達段階に見合った適切な育児ができるよう、養育者に対する育児支援の充実に取り組めます。

子どもの病気や障害の重症化を予防するため、病気等に関する情報提供や発達相談事業の充実などに取り組めます。

思春期の子どもたちについて、性に関する望ましい意識の啓発に努めます。



(主な取組)

- 母子保健活動の充実
- 発達相談事業の充実及び周知
- 思春期における性の現状の周知
- 保健所と学校の連携による性に関する予防教育の推進

(2) 児童虐待のないまちづくりを進めます。

子育て支援事業や母子保健活動の充実を図り、子育て家庭を支えていくとともに、全市的な児童虐待予防ネットワークを構築し、関係機関・団体と連携しながら虐待の予防、早期発見、早期対応の体制づくりに取り組みます。

また、児童虐待の防止等に関する法律の改正等を踏まえ、児童相談体制の強化を図るとともに、児童相談所の設置について研究・検討を進めます。

(主な取組)

- 児童虐待予防ネットワークの推進
- 児童相談体制の整備強化
- 育児支援家庭訪問事業の導入
- 子育て支援事業の充実(地域子育て支援センター、一時保育、保育所や幼稚園の子育て相談・園庭開放、子育て支援情報の提供等)
- 母子保健活動の充実(再掲)

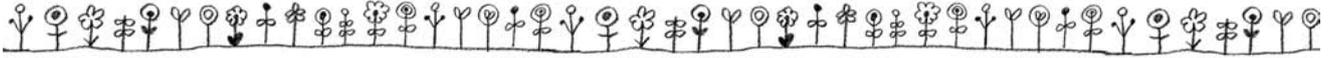
(3) 子どもの生きる力を育てます。

幼児期は、乳児期から培われた大人との愛着関係や信頼関係を土台に、自立に向けて少しずつ自分で取り組もうとする大切な時期です。人間形成の基礎が築かれる幼児期の重要性を、保護者も周りの者も認識する必要があります。

また、就学後においては、子どもたちが自ら学び、自らを伸ばしながら、自分の生き方や将来を考えることのできる子どもの育成をめざします。

(主な取組)

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく、幼児教育、保育それぞれの充実
- 乳幼児期における子育ての大切さや、幼児教育の重要性についての啓発活動の推進
- 小学校1年生30人学級など、よりきめ細かな指導の実施
- 小・中学校生徒と幼稚園児、保育園児とのふれあい活動をはじめとする異年齢交流や体験活動等の推進
- 特別支援教育、教育相談活動等の一層の充実を図るための教育研究所の整備



(4) 子育てを楽しく感じられるまちづくりを進めます。

誰もが子育てを楽しみ、すばらしい、周りからも温かく支えられていると感じられるようなまちづくりが望まれます。

子育て支援事業や母子保健活動の充実、地域の子育て力を生かした子育て支援の輪づくりに取り組み、子育ての悩みや不安、孤立化の解消を図るだけでなく、親自身の育ちも支えていきます。

また、子育ての喜びやすばらしさなどもPRしていきます。

(主な取組)

- (仮称)西部健康福祉センターへの子育て支援機能の整備
- 子育て支援事業の充実(再掲)
- 母子保健活動の充実(再掲)
- 子育て支援の輪づくり(子育てパートナー事業, サークル活動支援, ファミリー・サポート・センター事業, 青少年健全育成事業等)

(5) 待機児童の解消を進めます。

女性の社会進出や就労形態の多様化を背景に、年々、低年齢児を中心に保育所入所待機児童が増加しており、その解消に努めます。

(主な取組)

- 保育所改築時の定員増
- 乳児保育設備整備の推進
- 定員の弾力化及び見直し
- 保育所の再配置等の検討

(6) 仕事と家庭生活の両立支援を進めます。

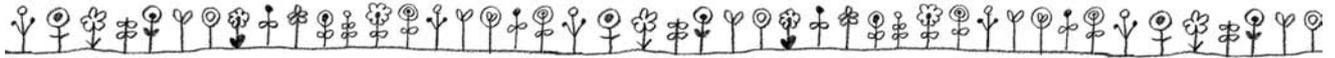
子どもの育ちに配慮しつつ、保育所入所待機児童の解消に努めます。

就労形態の多様化や緊急・一時預かりのニーズ等に対応し、保育サービスや子育て支援サービスの充実に努めます。

仕事と子育てを含む家庭生活の両立ができるような雇用環境の整備について、各企業の実情に応じて取り組むよう働きかけを行います。

(主な取組)

- 保育所入所待機児童解消対策の推進
- 乳幼児健康支援一時預かり事業, 子育て短期支援事業, 一時保育事業, 延長保育事業等の推進
- ファミリー・サポート・センター事業の活動拡大
- 事業所等における育児休業制度の定着や育児のための勤務時間の短縮など, 家庭生活に配慮した, 多様かつ柔軟な雇用環境づくりの働きかけ



(7) 多様な子育て家庭の支援を進めます。

ひとり親家庭に対する支援として、就業支援を中心とする各種母子及び寡婦自立支援事業や親子交流事業等を推進します。

障害のある子どもについて、将来を見通した一貫した支援体制の確立を図るとともに、放課後・長期休暇への支援や通所等支援サービスの充実に努めます。

児童養護施設入所児童や、保護者自身が障害者であるといった多様な環境にある子育て家庭、子どもに配慮した支援策の検討を進めます。

(主な取組)

- 母子家庭等就業・自立支援センター、自立支援給付金などの母子家庭等自立支援事業の推進
- (仮称)障害児支援センターの設置検討
- ひまわり園移転整備の検討
- 障害児長期休暇支援事業、放課後児童クラブ、児童デイサービス等の充実

(8) 子育てバリアフリーのまちづくりを進めます。

妊産婦や乳幼児とその親が、安全に移動し、安心して過ごせるよう、まちの中の様々なバリアを取り除くことが必要です。ハートビル法^{※1}や交通バリアフリー法^{※2}、高知県ひとにやさしいまちづくり条例、高知市交通バリアフリー基本構想などにに基づき、子育てバリアフリーのまちづくりに努めます。

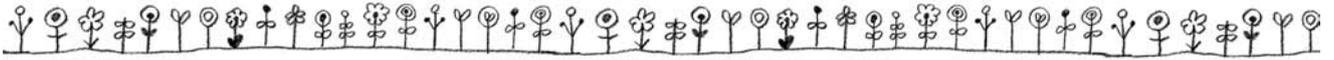
また、地域のバリアフリーの情報について、関係機関と連携しながら、情報発信に努めます。

(主な取組)

- 高知市交通バリアフリー基本構想に基づく、道路、公共交通、交通安全の各特定事業計画の着実な推進
- 公共建築物や公園整備等におけるバリアフリー対策の実施
- 様々な子育て支援情報の提供
- 子育てバリアフリーマップの作成

※1 ハートビル法:高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

※2 交通バリアフリー法:高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

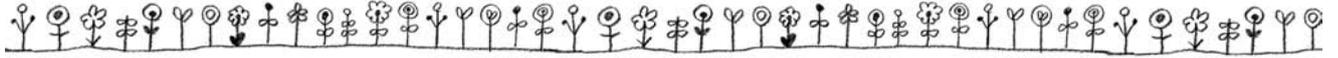


5 家庭・地域・企業・行政(市)・関係機関等の役割

「すべての子どもと子育て家庭を社会全体で支えていくことのできるまちづくり」を進めていくためには、家庭や地域、企業、行政など、子どもと子育てを取り巻くものすべてが、それぞれの果たすべき役割を理解し合い、ともに連携・協働していく必要があります。

市民一人ひとりが、子どもの育ちや子育てを社会全体で支えていくことの大切さを、まず理解しましょう。





(1) 家庭の役割

子育ての第一義的責任は、親(保護者)とその家庭が負うべきものです。子育ての大切さや子どもにとって最も安心できる場所である家庭の果たすべき役割を踏まえて、家族が互いに助け合いながら、責任を果たすことが求められます。

しかし、核家族化の進行等により、家庭の子育て力が弱まっているため、社会全体で子育てを支援するための仕組みづくりが進んでいます。

子育てに行き詰まったときや不安を感じたときは、専門機関等に相談したり、助けを求めたりすることが必要です。どんなに小さなことでも、当たり前かなと思うようなことでも、相談することが大切です。

(2) 市民・地域の役割

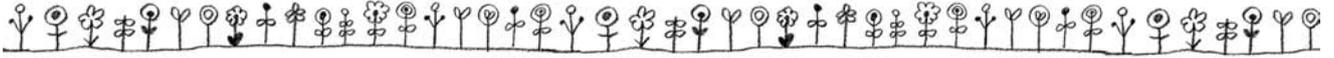
子どもは、社会の宝です。最近の子育て家庭は、親自身の子育て体験が少ないことに加え、地域とのつながりが以前に比べ希薄になっているため、子育てに不安やストレスを感じたり、子育てそのものが孤立したりする傾向が強くなっています。

家庭の子育て力が低下し、養育困難家庭等の増加も懸念される今、これまで以上に民生・児童委員や主任児童委員をはじめとした地域ぐるみの支えや見守りが大切になっています。市民一人ひとりが、子どもの育ちと子育ての大切さを、これまで以上に理解することが求められます。

また、ファミリー・サポート・センター事業^{※1}や保育サポート事業^{※2}といった、市民の子育ての経験や資格を生かした、新たな子育て支援活動がさらに拡がることを期待します。

※1 ファミリー・サポート・センター事業：子育ての手助けをしてほしい人と、手助けをしたい人からなる会員制の有償ボランティア事業。高知市では援助活動のコーディネーターを行う「こうちファミリーサポートセンター」を平成16年7月に設置。

※2 保育サポート事業：(財)21世紀職業財団に登録する保育サポーターによる子育て支援事業。



(3) 企業の役割

長引く不況を背景に、就労環境は一層厳しく、また、多様化しつつあります。

しかし、仕事と家庭生活の両立支援を進めていくためには、保育サービスの充実だけでなく、子育てを含めた家庭生活に配慮した職場づくりが必要です。

今、育っている子どもは、未来の労働力であり、消費者でもあります。子どもをしっかりと育てていくことが、未来の日本経済の安定につながります。

企業も地域社会を構成する一員として、それぞれの実情を踏まえながら、家庭が(特に男性が)もっと子育てに関われるような環境づくりに努めることが求められます。

(4) 行政(市)の役割

市は、「すくすくとさっこ21」に基づき、家庭、地域、企業、関係機関等との連携・協働を図りながら、子どもと子育てに関する施策事業の推進に努めます。

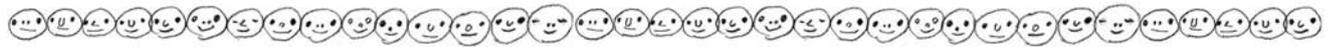
特に、子どもの心とからだの育ちを守るため、児童相談所等関係機関との連携のもと、要保護児童、養育困難家庭等に対する支援に積極的に取り組みます。

法や制度の整備など、国全体または広域的な問題については、国や県に要望、要請を行います。

(5) 関係機関等の役割

学校や幼稚園、保育所等は、次代を担う心豊かでたくましい子どもたちの育成に取り組むとともに、それぞれの専門的知識、技術、施設を活用しながら、地域の子育て家庭や関係者・団体、ボランティア等との連携・協働を図り、地域の子育て支援機関としての役割を果たすことが求められます。

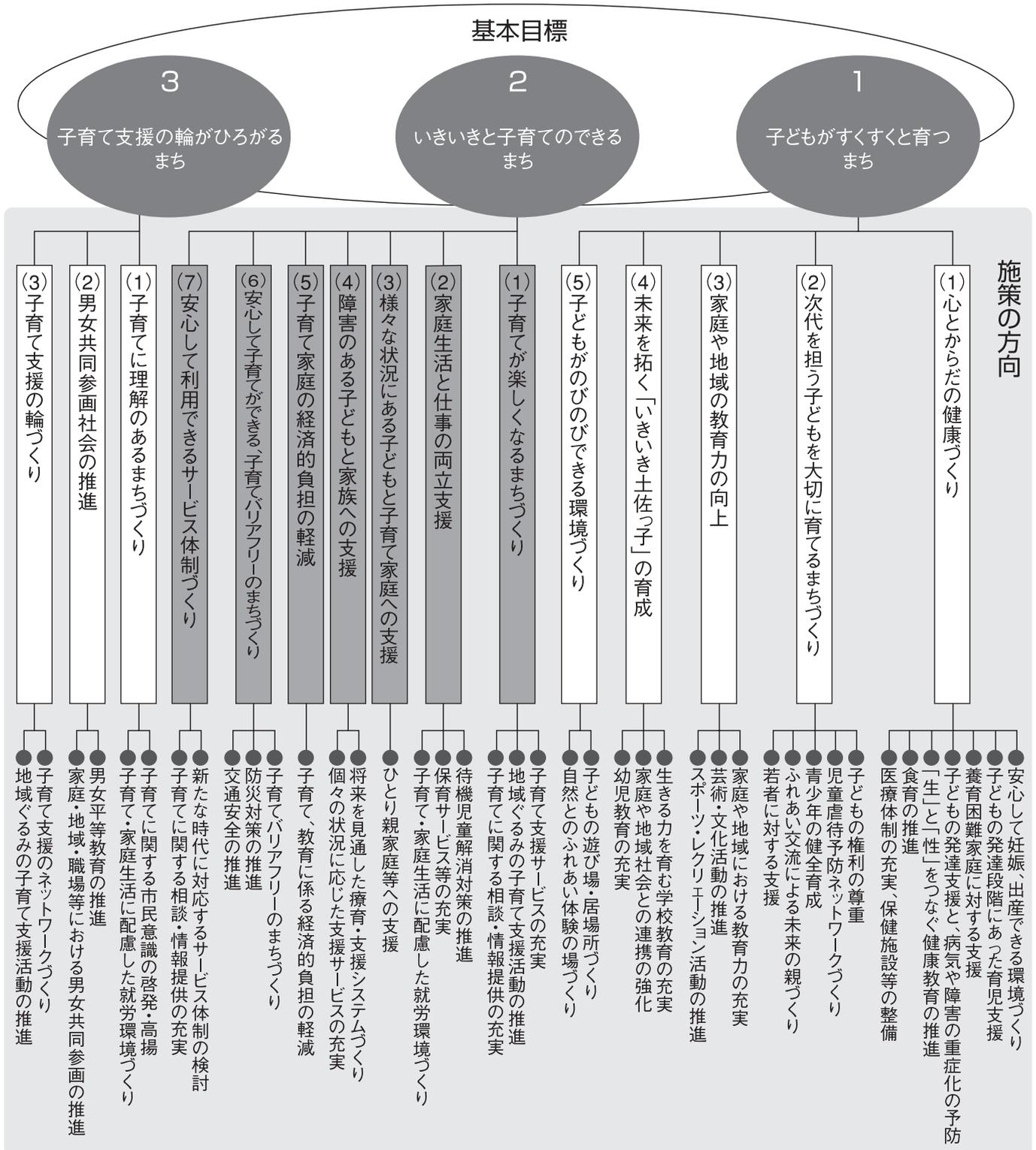
また、地域の様々な子育て・子どもに関わる団体等については、子どもと子育て家庭の状況に十分配慮しながら、それぞれが活動目的に沿った取り組みを進めていくことが望まれます。



第3章 各論

「みんなで支え育ち合う、すくすく子育て、いきいき子育て支援のまちづくり」の基本理念に基づき、三つの基本目標を大きな柱として、子どもがすくすくと育ち、親もいきいきと子育てができるまちをめざし、子どもの育ちとともに、親も、地域も、社会も、互いに手を携えながら、ともに育っていくことのできる、共育ちのまちづくりに取り組みます。

◇ 施策体系





1 子どもがすくすくと育つまち

(1)心とからだの健康づくり

[1]現況と課題

親子がともに健康で、子どもがすくすくと育ち、親が安心して子育てができる環境づくりを進めていくことが求められています。

そのためには、母性を大切にできる意識の醸成を図り、思春期・妊娠前から健康づくりを進めていくことが必要です。

また、地域とのつながりが希薄なために子育てが孤立化したり、乳幼児とのふれあい体験がないまま親となったため子育てに戸惑ったりしている様々な子育て家庭に対し、子どもの発達段階に応じた育児支援を進めていくとともに、親自身の育ちも支えていくことが必要です。

[2]施策の方向と主な取り組み

ア 安心して妊娠、出産できる環境づくり

子育ては、妊娠期から始まります。夫をはじめ家族ぐるみで妊娠中から子育てに取り組むことができるような「いいお産」ができる環境づくりを進めます。

また、不妊に悩むカップルや家族に対する支援に取り組めます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
父親の育児参加の啓発	●育児を夫や家族がサポートする意識を持てるように、妊娠中から啓発します。
妊娠中の健康管理の実施	●妊婦に公費負担による健診の機会を提供するとともに、妊娠中毒症等に関して生活指導を行います。
不妊に関する支援	●不妊に関する相談や、経済的支援として特定不妊治療費の助成を行います。

イ 子どもの発達段階にあった育児支援

育児不安の強い新生児期や乳幼児期は、子どもの育ちにとって最も大切な時期と言われています。子どもには、それぞれに個性やその子なりの歩みがあり、成長や発達段階に応じた子育てが大切です。

その大切な時期に、子育てに困難感や孤立感を感じたり、育児体験不足やあふれるばかりの子育て情報などで、子育てに戸惑いや不安を感じたり、混乱したりする家庭が増えています。

こうした状況に対応するため、新生児期の訪問活動や乳幼児期の各種健診、予防接種の充実などを図り、子どもの発育・発達に応じた育児支援や子育ての孤立化予防に取り組めます。



主な取り組み	取り組みの概要・目標等
妊娠・子育てに関する知識の普及	●妊娠中から育児の知識やノウハウが身に付くよう、子育て応援講座等を実施します。
喫煙防止の推進	●母子の健康を守るため、妊娠中の喫煙防止や受動喫煙防止を啓発します。
育児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●育児不安の強い新生児期の訪問活動の充実に努めます。 ●各種乳幼児健診や予防接種を受けるよう勧奨するとともに、未受診者に対応します。 ●乳幼児の事故防止を啓発します。 ●気軽に利用でき、専門的なことも相談できる場として、保健所における育児相談等を実施します。また、幼稚園や保育所等における、子どもの個性や発達段階に応じた子育て相談を促進します。
子育ての孤立化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●親子同士で交流したり、情報交換したりできる場として、あかちゃんパーク等に取り組みます。 ●地域子育て支援センターや保育所、子育てサークル等が取り組む、地域の子育て支援活動を支援します。

ウ 養育困難家庭に対する支援

近隣との付き合いや家族関係が希薄化する中で、健やかに育つことが保障されるべき幼い子どもたちを取り巻く環境は、目に見えて厳しくなっています。

年々、養育放棄や養育困難家庭、児童虐待ケースが増加しており、養育困難家庭が虐待に陥ることのないよう、予防策を講じる必要があります。

関係機関が、役割分担を図りながら、養育困難家庭の支援に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
養育困難家庭の把握	●医療機関や民生・児童委員、主任児童委員、幼稚園、保育所、学校等の関係機関、市役所内関係部署の連携を強化し、養育困難家庭の把握、支援に努めます。
養育困難家庭への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●専門医相談事業等の充実に努め、関係機関とともに養育困難家庭の個別支援を強化します。 ●虐待ケースについては、児童相談所等と連携を図っていきます。



エ 子どもの発達支援と、病気や障害の重症化の予防

強い育児不安があったり、子どもとの関わり方の苦手だったりする保護者に対し、適切な支援を行うことで、子どもの発達が促進されることが多くみられます。

一方、慢性疾患や障害のある、在宅生活をしている子どもやその保護者にとっては、病気を理解し、受容し、適切な医療と支援を受けることが重症化の予防につながります。

関係機関とともに、その子どもにあった支援を行うことが必要です。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
発育・発達に遅れのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種乳幼児健診や母子保健事業の中で支援を要する子どもを把握し、必要に応じて、たんぼぼ相談やつくしんぼ教室、すこやか相談といった乳幼児発達相談事業につなげたり、個別的な支援を図ります。
病児や障害児を持つ保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 病児や障害のある子どもに対する医療費助成を行います。 ● 未熟児訪問指導を実施していきます。 ● 把握した病児・障害児の保護者への相談・支援を充実させていきます。 ● 医療機関や療育福祉センター、心身障害児通園施設「ひまわり園」等の関係機関とともに、障害のある子どもへの支援を行っていきます。

オ 「生」と「性」をつなぐ健康教育の推進

思春期は、子どもの心と体の発達がアンバランスになりやすく、様々な問題行動が起きるのも、この時期が多いと言われています。また、思春期やせ症やひきこもりなど、心の問題も増えています。

高知県は、全国に比べ、人工妊娠中絶率や性感染症罹患率が高く、10代の子どもたちも例外ではありません。

このような問題に対しては、思春期から対応するのではなく、乳幼児期からの子どもの発達に応じた継続的な取り組みが必要です。

子どもたちが、生命(いのち)の大切さや健康、性に対する理解を深め、自分の身体を知りきちんと健康管理もできる、心と体を自分自身で守ることができる子どもに育つよう支援していく必要があります。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
「生」と「性」に関する教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園や保育所、学校において、生命の大切さを考え、伝えていく取り組みを進め、自分の生だけでなく、様々な生に関する学びを深めていきます。 ● 保健所と学校が連携し、性教育の継続的な実施に取り組みます。 ● 市民が性の問題に関心を持てるように、啓発していきます。
心の問題を持つ子どもの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門医相談の場を充実させ、医療機関との連携を強化していきます。 ● 心の問題に関する啓発を行っていきます。
啓発活動等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 朝食を食べる子どもを増やしていくような食育を推進します。 ● 喫煙率を下げるため、禁煙に関する啓発を行っていきます。 ● 歯の健康に関する啓発を行っていきます。



カ 食育の推進

子どもの食は、小児期における肥満や思春期やせ症の増加、さらに幼児期にもみられる朝食の欠食など、食べることが生きるための大切な基本にもかかわらず、様々な課題を抱えています。

食を通じた子どもの健全育成に向け、楽しい食事や健全な食事、家族団らんの食事など、食を今一度見直していく必要があります。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
学校・保育所における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●食教育モデル校の指定や平成15年度から3か年計画で取り組む課題対応型食教育、教育実践事例集の発行などを通して、学校における食教育の定着に取り組みます。 ●市内統一献立や各学校の「自由献立」に、高知市及び近郊の食材を取り入れる地産地消に取り組むとともに、健全な食のあり方や食習慣の大切さ、農業との関連性、食文化の継承など、食に関する学びを進めます。 ●保育所では、保護者の給食試食会や給食の実物展示、給食室だよりの配布などに取り組み、子どもの食の大切さを啓発していきます。
庁内食育連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●健康なからだづくりの基礎となる生活リズムの形成には、乳幼児期からの継続した取り組みが必要です。子どもの発達段階に応じた効果的な事業展開を進めるために、市役所内の関係部署が連携し、課題や情報を共有し取り組んでいきます。

キ 医療体制の充実、保健施設等の整備

子どもを安心して生み育てられるまちづくりをめざし、休日・夜間等における小児救急医療体制の拡充を図るとともに、妊娠から出産、思春期等、ライフステージに沿った地域における健康づくりの支援の拠点として、また、保健・医療・福祉のネットワークづくりの拠点として、総合的な基盤整備に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
(仮称)健康あんしんセンター建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉のネットワークの拠点として、保健所を核とする施設の整備を検討します。
(仮称)西部健康福祉センター建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援機能を併せ持つ(仮称)西部健康福祉センターの整備に取り組みます。
平日夜間小児急患センター運営事業(調剤薬局運営事業)	<ul style="list-style-type: none"> ●平日夜間(20時から23時まで)及び休日とその夜間における初期救急医療体制の充実を図るため、高知市医師会に委託し実施します。 ●また、調剤業務についても、高知県薬剤師会に委託し実施します。
休日夜間急患センター運営事業(調剤薬局運営事業)	
小児救急医療支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●休日及び夜間における小児の2次救急医療体制として、公的病院による輪番制の支援体制を継続します。



(2)次代を担う子どもを大切に育てるまちづくり

[1]現況と課題

次代を担う子どもの健やかな育ちが危ぶまれています。児童虐待をはじめとして、いじめや不登校、ひきこもり、中学生・高校生の人工妊娠中絶など、深刻な状況がみられます。

子どもが、意欲と興味を持って主体的に行動でき、相手の立場も思いやることができる、本当の意味での「生きる力」を身に付けていくことが大切です。

そのためには、子どもを単なる保護の対象と考えるのではなく、権利や人格を有する主体として尊重し、社会全体で子どもを大切に育てる環境づくりを進めていく必要があります。

[2]施策の方向と主な取り組み

ア 子どもの権利の尊重

子どもを保護の対象とだけしかみない傾向は、まだ根強く残っています。子どもは一人の人間であり、また、地域社会を構成する一員でもあります。

子ども一人ひとりの違いが個性として大切にされ、自分らしく育ち生きていけるよう、社会や大人が子ども自身が自分の人生の主人公であることを認め、子どもの最善の利益に配慮していく必要があります。

子どもの権利について、積極的に啓発活動を推進していきます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
子どもの権利に関する啓発活動等の推進	<ul style="list-style-type: none">●あらゆる機会を通じて、児童憲章や児童の権利に関する条約、高知県子ども条例等の子どもの権利に関する啓発活動や研修等を進め、自ら考え行動できる「生きる力」を身に付けた子どもが育つことのできる環境づくりに取り組みます。●また、次代を担う子どもたち自身が自らの権利を学ぶことができるよう、市立学校における人権総合学習や地域ぐるみ人権教育推進事業など、広く人権に関する学習を進めていきます。



イ 児童虐待予防ネットワークづくり

子育てに悩みや不安等を抱える子育て家庭の増加とともに、養育困難(混乱)家庭や児童虐待事例が増えています。また、家庭不和やドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者等への暴力)等が、児童虐待に関係している例も多くみられます。

児童虐待は、虐待を受けた子どもの一生を左右するものであり、その子どもの将来の子育てにまで影響を与える恐れがあります。

児童虐待の予防に向け、子育て支援事業や母子保健活動の充実を図るとともに、早期発見・早期対応を図るためのネットワークづくりを推進します。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
児童虐待予防ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●本市における児童虐待対応の総合調整機関として設置した、保健・医療・福祉・児童相談所・教育・警察等の地域の関係機関・団体で構成される「児童虐待予防ネットワーク会議」を中心に、児童虐待予防ネットワークの推進・拡大に取り組みます。
虐待予防に関する広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待の予防及び早期発見に向け、講演会・研修会の開催や広報活動に積極的に取り組みます。
子育て支援事業及び母子保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待予防対策のひとつとして、地域子育て支援センターや一時保育、保育所の子育て相談等の子育て支援事業の充実を図ります。 ●あかちゃんパークや育児相談等の母子保健活動の充実を図ります。 ●養育困難家庭や児童虐待経験のある家庭等を対象とする育児支援家庭訪問事業の導入を図ります。
児童相談等に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもに関係する部署すべてが、児童虐待の相談や通告、情報提供などに適切に対応できるよう、児童虐待に対する理解と認識を深めます。 ●児童虐待やドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力など、児童や家庭に関する相談体制の充実を図ります。
児童相談所設置の研究・検討	<ul style="list-style-type: none"> ●改正児童福祉法を踏まえ、児童相談所の設置について、研究・検討を進めます。



ウ 青少年の健全育成

次代を担う青少年の健全育成に向け、学校、地域、家庭の連携を図りながら、有害環境や犯罪被害から青少年を守るとともに、青少年の非行・犯罪防止に取り組みます。

また、青少年の活動の場となる青年センターの整備を進めます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●市立の各学校において、防犯教室や非行防止教室を実施するほか、PTAや青少年育成協議会、地区補導委員会等の諸団体と連携を図ります。 ●民生・児童委員や主任児童委員に対して、児童虐待やいじめ、ひきこもり等の子どもに関する研修を行い、地域における子どもと子育て家庭の支援者として活動できるよう、連携・支援を図ります。 ●今後は、児童虐待予防ネットワークや既存の連絡会議等を活用しながら、警察や児童相談所等の関係機関との連携を一層密にしていきます。
少年補導センターの取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●警察や地区補導委員等関係機関と連携し、街頭補導活動事業を推進します。 ●少年相談「アシスト119」事業、中学生非行防止ポスター展等の各事業を推進します。 ●補導活動の拠点となる、少年補導センターの整備を検討します。
青少年の健全な育成環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年を取り巻く環境の浄化に向け、青少年に有害な図書、ビデオ、DVD等を回収する白いポスト事業を進めるとともに、関係機関と協力しながら実態把握や事業所への指導等に取り組みます。 ●インターネットの出会い系サイトによる児童買春等その他の犯罪から子どもを守るため、「高知市立学校におけるインターネットの利用に関するガイドライン」等の活用による市立学校での啓発活動に取り組むとともに、被害防止及び効果的な啓発活動について、県警等関係機関と連携を図ります。
高知市あいさつニコニコ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●人間関係づくりの基本である「あいさつ」を通じて青少年健全育成の環境づくりを進めます。
青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年対策推進本部を中心に全庁的な取り組みを行うとともに、青少年育成協議会を核として、小学校区単位に推進指導員、推進委員を委嘱し、地域に密着した青少年健全育成事業を展開します。 ●青少年健全育成指導者養成講座や野外活動指導者養成講座等により地域活動の中心となるリーダーを育成して、健全育成事業の充実を図ります。
青年センター施設整備事業等	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化の進行した青年センターを、教育研究所との複合施設として整備を図るもので、平成17年度末部分開館をめざします。 ●青少年団体の育成と活動の活性化に向け、青年自主団体への支援やリーダーの育成に取り組みます。 ●また、文化・スポーツ等の各種講座を開設し、学習機会の提供や、ボランティア活動など青少年の社会参加活動の促進を図ります。



エ ふれあい交流による未来の親づくり

子どもは未来の親です。乳幼児と小学生、中学生のふれあい交流といった異年齢の子ども同士との交流や、地域の高齢者との交流の場づくりなどを通じ、思いやりや社会性豊かな子どもの育成に努めます。

また、様々な体験活動を推進することにより、働くことの大切さや喜び、感謝の気持ちを実感し、自らの将来を見通すことのできる自立心を持った子どもの育成に取り組みます。

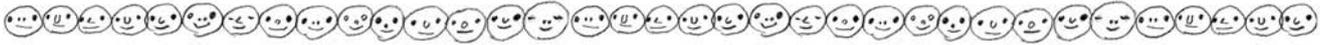
主な取り組み	取り組みの概要・目標等
中学生体験活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生が地域の人々に学び、勤労の喜びや感謝の心、自立心を育んでいくことを目的として、各自の希望する事業所での体験活動を実施しています。 ●幼稚園や保育所での職場体験を希望する生徒が多く、乳幼児とのふれあい体験の貴重な場となっており、今後も、受入先の協力を得ながら実施します。
世代間交流ふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあいセンターや文化センターで、子どもを中心とした、多世代間交流として、もちつきや工作教室、パソコン教室などを開催しており、今後も充実を図っていきます。
小規模ケア施設整備事業費補助金事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者に対する通所介護だけでなく、障害児者、乳幼児等に対しても通所サービスを提供する小規模ケア施設の整備促進を図ります。
農業体験学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市立小学校と連携し、子どもたちに米づくりをはじめとした農作業等を実地に体験してもらっており、連携校の拡大を図っていきます。

オ 若者に対する支援

厳しい雇用情勢により安定した就労につけない若者や、フリーター・無業者が増加することは、社会保障や経済基盤への影響に加え、結婚や出産を望まない・できない若者が増加することにつながりかねません。将来の地域づくりの担い手である若者の自立促進に向けて、積極的に就労支援に取り組みます。

また、中山間地域における若者定住対策に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
若者に対する各種就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●未就職の若者の就労を支援するため、職種別研修や個別カウンセリングを行う若者就職応援セミナー事業を実施します。 ●若者就職応援セミナーの修了者などを対象として、無料職業紹介を実施します。 ●職業意識や職場理解を高めるために欠かせない教育現場での取り組みとして、高知商業高校の学生を対象とした「インターンシップモデル事業」について、運営方法も見直しながら推進していきます。 ●ハローワークやジョブカフェこうち等の関係機関と連携し、就職情報の提供をはじめとする若年者の就労支援を行います。
中山間地域若者定住対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●鏡地域の公営住宅の整備、宅地開発・分譲に取り組みます。 ●土佐山地域の公営住宅の整備に取り組みます。



(3) 家庭や地域の教育力の向上

[1] 現況と課題

子どもが健やかに育っていくためには、家庭が健全で、子どもにとって最も安心できる場所ではなくてはなりません。

しかし、子育てに不安や悩みを抱える家庭や子育てに無関心な親、また、過保護・過干渉の親など様々な家庭がみられます。

家庭、地域、学校・公民館等関係機関・団体が、相互に連携しながら、家庭や地域の教育力の向上を図っていく必要があります。

[2] 施策の方向と主な取り組み

ア 家庭や地域における教育力の充実

親が、親子のふれあいや家庭教育講座等を通じ、子育ての大切さやその社会的な意義を学ぶとともに、子育てに必要な知識やノウハウを身に付けるよう支援していきます。特に、今後は父親が子育てに参加することの大切さの啓発に努めます。

子育て家庭を地域全体で支えていけるよう、地域の家庭教育支援に係る人材の育成や、関係機関・団体同士の連携を進め、地域が子育て家庭に関わっていく力、教育力の向上に努めます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
市民図書館の子どものための取り組み	●「ちいさい人たちのための絵本とお話にであう会」や「子ども映画会」、「日曜子ども童話教室」など、子どもたちの創造力を育む取り組みに今後も取り組んでいきます。
親子ふれあいの場づくり	●親子ふれあい教室や、夏休み親子教室などの、親子のふれあい、共同作業の場づくりを推進します。
学校施設開放推進事業	●平成6年度より、小学校余裕教室を生涯学習室として地域に開放し、親子・三世代交流に活用しており、今後も年1校程度を目安に設置を図っていきます。
地域学級・講座開設事業	●自治公民館やPTA、保育所保護者会等が行う親子ふれあい講座などの自主的な学習活動の育成・支援を図ります。



イ 芸術・文化活動の推進

子どもたちがそれぞれの個性を生かしながら心豊かに育つよう、地域の特色を生かした伝統文化や芸術、まんが文化等にふれあう機会、場づくりに取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
図書館の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●新市民図書館の整備を検討します。 ●江ノ口図書館の整備に取り組みます。 ●鏡地域及び土佐山地域の図書館分室の整備に取り組みます。
まんが館事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ユーモアと遊び心が一杯の、子どもから大人まで楽しめるまんが館をめざして、有名漫画家や地元出身漫画家による漫画展等の開催に取り組みます。
伝統文化子ども教室事業	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学生を対象に、茶道や華道、囲碁などの伝統文化を体験・修得できる機会を提供します。(実施主体:財団法人 伝統文化活性化国民協会)
文化体験プログラム支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●文化庁との共催により、子どもたちが地域の特色を生かした芸術、文化、伝統芸能にふれることのできる機会を提供します。

ウ スポーツ・レクリエーション活動の推進

子どもたちがのびのびとスポーツやレクリエーション活動に取り組むことにより、体力向上や健康増進にとどまらず、それぞれが得意な分野で活躍できるよう支援します。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
スポーツ少年団活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区で任意に編成されたスポーツ少年団指導者に対し研修の機会を提供するなどにより、指導者の育成に努めます。 ●少年スポーツの活性化に向け、スポーツ少年団交歓大会や少年スポーツ体験教室を開催します。 ●県外派遣等に対する助成を通じ、スポーツ少年団活動の活性化を図ります。
青年センターの施設開放	<ul style="list-style-type: none"> ●青年、高校生の居場所づくりの一つとして、体育館を開放し、スポーツ活動の場を提供します。
スポーツ日本一運動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●県外強化合宿や指導者講習会などにより、運動部活動の充実を図ります。

(4) 未来を拓く「いきいき土佐っ子」の育成

[1] 現況と課題

完全学校週5日制や新しい教育課程を踏まえ、各学校においては「開かれた学校づくりの推進」、「学校のスリム化」、「ライン&スタッフ組織としての学校」、「教職員の資質・指導力の向上」、「特色ある学校づくり」の5項目を柱に改革・改善に取り組んでいます。

しかし、学力問題や不登校、問題行動への対応など、今なお様々な課題を抱えています。

今後は、平成15年12月の「いきいき土佐っ子 高知市の教育改革を進める会」の提言を踏まえ、家庭や地域、学校、行政がともに心と力を合わせて、心豊かで人間味あふれ、自ら学び考え、自ら未来を拓いていくことのできる「いきいき土佐っ子」の育成に取り組んでいきます。



[2] 施策の方向と主な取り組み

ア 生きる力を育む学校教育の充実

子どもたちが、自ら学び、自ら考え、学びの喜びを感じられるよう、教職員の資質・指導力の向上を図るとともに、教育課程の見直しや指導方法の工夫・改善等を進めます。

また、生命や人権を大切にし、互いに思いやりを持って共に育ちあう、心の教育・命の教育に取り組むとともに、不登校や特別な支援・配慮が必要な児童生徒の生きる力、生きようとする心を支えていきます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
進路保障推進校支援事業	●平成14年度から、人権教育の視点で進路保障に取り組む推進校を募集し、学力到達度把握検査を実施しており、推進校拡大に努めます。
道徳教育の充実	●教育活動全体を通して、公共心や公德心を育てていくため、道徳教育の拡充と教員研修の充実を図ります。 ●心のノートの有効活用を図ります。 ●道徳主任研修会・教育相談講座・カウンセリング講座などの教職員を対象とした研修を実施します。
学校カウンセラー推進事業等	●市立学校全てに、スクールカウンセラー、学校カウンセラー、子どもと親の相談員のいずれかを配置し、悩みや不安を持つ児童生徒やその保護者のカウンセリング等を行います。
心のふれあい支援教室事業	●教育研究所と4地域の教育支援センター（適応指導教室）で、不登校児童生徒への指導・援助に取り組めます。 ●不登校児童生徒の高い発生率が続き、その要因や状態は多様化しており、取り組みの充実を図ります。
中学生体験活動事業	●中学生が地域の人々に学び、勤労の喜びや感謝の心、自立心を育てていくことを目的として、各自の希望する事業所での体験活動を実施しています。 ●貴重な社会体験の場であり、生徒の進路決定にも役立っており、今後も、受入先の協力を得ながら実施します。
教育研究所の取り組みの充実	●現在、仮施設に設置されている教育研究所を、青年センターとの複合施設として整備を図るもので、平成17年度末部分開館をめざします。 ●本市の教育の振興、発展に向け、各学校や関係機関と連携しながら、教育に関する各種調査及び研究、研修会の開催等に取り組めます。 ●市立学校教職員研修の充実に取り組めます。 ●特別な教育的支援の必要な子どもや、不登校の子ども等に対する相談や指導、援助に取り組めます。
国際理解教育推進特区事業	●国際理解教育の推進の一環として、英語科や中国語科を小学校の教育課程に設ける国際理解教育推進特区事業に取り組めます。
森林環境教育推進事業	●市立小中学校7校を指定し、森林や山の重要性に対する児童生徒との理解と関心を深めていきます。
特認校制度の推進	●市教育委員会が指定する9校について、小規模の学校での教育を希望する児童生徒・保護者に対し一定の条件下で校区外からの入学・転校を認める特認校制度を推進します。



イ 家庭や地域社会との連携の強化

「開かれた学校づくり」をはじめとして、家庭、地域、教育、行政の連携・協働した取り組みを推進し、子どもが心豊かで健やかに育つことのできる環境づくりに取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●学校毎に、学校・家庭・地域社会を結ぶ「開かれた学校づくり委員会」が設置され、多様な地域ぐるみの活動が行われています。 ●学校・保護者・地域が一体となってあいさつ運動や清掃活動等を行ったり、児童生徒が地域に出て職業体験やボランティア活動を行うなど、新たな地域づくりの取り組みとして、今後も推進していきます。
高知市地域教育推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●学校・家庭・地域社会の相互の連携を図り、地域ぐるみの教育に取り組むため、平成9年度に設置されたもので、三者の役割や連携のあり方を協議します。 ●高知市あいさつニコニコ運動について、今後も関係団体と連携しながら推進していきます。
シニア・ネットワーク推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●退職教員が、地域の住民として、また教職員の先輩として、学校の学習活動や交通安全指導、あいさつ運動など、地域の教育力の向上や子どもの健全育成に取り組みます。

ウ 幼児教育の充実

幼児期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、幼児教育の充実を図るため、高知市幼児教育振興プログラムの策定及び推進を図っていきます。

また、幼稚園・保育所と小学校、地域との連携を図り、地域ぐるみの子育てを推進していきます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
幼児教育振興プログラムの策定	<ul style="list-style-type: none"> ●平成16年2月に、幼稚園・保育所・小学校の三者からなる幼児教育連絡協議会において「幼児教育振興プログラム策定にあたっての提言書」がまとめられたところであり、提言を受け、今後、プログラムを策定し、幼児教育の推進に取り組みます。
幼児教育連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育に関わる課題や幼稚園・保育所・小学校の連携のあり方について、今後も、幼児教育連絡協議会で定期的に協議します。



(5)子どもがのびのびできる環境づくり

[1]現況と課題

子どもは、遊びを通じて創造性や自主性等を身に付けていきます。また、子ども同士の遊びやふれあいの中で人間性や社会性が育っていきます。

しかし、都市化による遊び場・空き地の減少や遊び自体の変化により、テレビゲーム等の室内遊びが増えてくるなど、子どもの遊びや居場所が大きく変化してきています。

子どもがのびのびできる遊び場、健全な居場所づくりに取り組んでいく必要があります。

また、自然とふれあう機会や野外体験活動の場づくりを進め、心豊かで、人と自然の関わりなどにも関心のある子どもを育てていく必要があります。

[2]施策の方向と主な取り組み

ア 子どもの遊び場・居場所づくり

放課後や週5日制の実施による土曜日の子どもの遊び場や居場所づくりに取り組みます。また、公園の新設や再整備を実施する際には、ワークショップなどで地域の声を反映しながら、誰もが安心して遊べ、くつろげる公園づくりを進めます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
放課後児童クラブ事業等	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブの充実に努めます。(平成16年度:42か所,定員2,500人 → 平成21年度46か所,定員2,720人) ●児童クラブ未設置の小中学校区を対象に,地域の協力のもとに「子どもの居場所づくり事業」を推進します。(平成16年度:7か所) ●週末の土,日曜日に地域の協力を得て,「子どもの週末支援事業」を推進します。(平成16年度:2か所)
児童館事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童館(9施設)は,教育集会所(2施設)とともに,子ども会活動を中心に,児童の健全育成の場として,また,子どもたちの豊かな人権感覚を養う場として,大きな役割を果たしています。今後においては,これまでの取り組みを踏まえつつ,子育て支援の新たな拠点として,また,より広い地域を対象とする子どもとその親の交流拠点として,児童館のあり方やその役割を見直していきます。
公園の再整備等	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の新設や再整備にあたっては,ワークショップ等を実施し,ユニークな公園づくりやバリアフリーに配慮した公園づくりに取り組みます。 ●公園の管理体制の充実に向け,地域住民等で構成される公園愛護会活動を進めます。
児童遊び場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校区青少年育成協議会が管理する児童遊び場(29か所)の遊具の修理・交換等を進めます。
介良川・ふるさとの川整備事業等	<ul style="list-style-type: none"> ●介良川の改修を進めるとともに,子どもたちが安心して水に親しむことのできる親水公園として整備を図ります。 ●青柳川等の親水公園の整備を行うとともに,既設の親水公園の再整備や池沼等の整備を検討します。
エコ・パーク宇賀整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●旧清掃工場跡地を緑豊かな緑地公園等として整備します。



イ 自然とのふれあい体験の場づくり

自然とのふれあいが、命の尊さや危険を感じて自分自身で身を守ることの大切さを教えてくれます。自然とのふれあいの場や野外体験活動の拠点づくりを進めることにより、子どもの豊かな人間性や社会性、自分自身を守る力を養い、また、環境問題をはじめ身の回りのことに関心の高い子どもを育てます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
「市民の森」整備事業	●「市民の森」等により、都市部と中山間地域の交流拠点（野外学習センター、健康森林浴場）の整備に取り組みます。
青少年ふれあい広場「たいようひろば」	●野外活動に対する関心が高まっている現在、野外活動の場としても大きな役割が期待されており、子どもや市民に親しまれる広場づくりを進めます。
森林環境教育推進事業（再掲）	●市立小中学校7校を指定し、森林や山の重要性に対する児童生徒との理解と関心を深めていきます。



2 いきいきと子育てのできるまち

(1) 子育てが楽しくなるまちづくり

[1] 現況と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などを背景として、子育てに悩みや不安を抱え、地域から孤立した子育て家庭が増えています。

子育てをしんどいと感じることがあったとしても、子どもの日々の育ちに喜びを覚え、子どもの育ちとともに、親自身も育ち、また、地域とのつながりも深まっていくなど、本来、子育ては夢や希望を持てるものです。

子どもの育ちも親の育ちも地域ぐるみで支え、誰もが子育てのすばらしさや楽しさを感じられるようなまちづくりを進めていく必要があります。

[2] 施策の方向と主な取り組み

ア 子育て支援サービスの充実

子育ての悩みを相談したい時や子育て仲間がほしい時などに、気軽に訪問し利用できる、地域の子育て支援の拠点づくりに取り組みます。

また、緊急に子どもを預けたい、子育てにちょっと疲れてリフレッシュしたいといった、子育て中の様々なニーズに対応した緊急、一時預かり等の子育て支援サービスの充実に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
地域子育て支援センターの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●支援センターのニーズは非常に高く、今後も、バランスの取れた地域配置を考えながら、設置拡大を図ります。(平成16年4月:指定型1か所,小規模型4か所 計5か所 → 平成21年度:指定型2か所,小規模型6か所 計8か所) ●NPO法人等に委託して実施する,親子のふれあい交流の場づくりやボランティアによる子育て相談等を行う「つどいの広場事業」についても,子育て支援センターの整備とあわせ,設置を検討します。
(仮称)西部健康福祉センターへの子育て支援機能の配置	<ul style="list-style-type: none"> ●整備予定の(仮称)西部健康福祉センターに,子育て支援機能を配置し,広場事業や子育て相談,育児講座,異年齢・世代間交流など,様々な子育て支援活動に取り組みます。
園庭開放・子育て相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市営保育所では全園,民営保育所でも多くの園で,子育て相談や園庭開放事業を実施しており,今後とも,推進・拡大に努めます。 ●また,幼稚園でも多くの園で園庭開放事業などに取り組みしており,こうした子育て支援活動の情報提供を積極的に行っていきます。
子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ショートステイ(短期入所生活援助事業)は,児童養護施設等6か所に委託して実施しており,利用ニーズ,実績とも高く,事業を推進します。 ●トワイライトステイ(夜間養護事業)は,母子生活支援施設1か所に委託して実施していますが,利用実績がないため,広報のあり方等を見直します。
保育所一時保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●一時保育の利用は,年々,増加傾向にあり,今後も,バランスの取れた地域配置を考えながら,実施保育所の拡大に取り組みます。(平成16年4月:5か所 → 平成21年度:8か所)
新たな子育て支援事業の研究・検討	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の置かれた状況の変化や子育て支援ニーズの多様化等に対応していくため,子育て支援に係る情報の提供やあっせん,相談,調整等を行うコーディネート事業や,養育困難家庭や児童虐待経験のある家庭等を対象とする育児支援家庭訪問事業,双子等多胎児・多子世帯支援など,新たな子育て支援事業の導入・検討に取り組みます。



イ 地域ぐるみの子育て支援活動の推進

子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、また、地域から温かく見守られていると感じられるよう、子育て中の母親同士のサークル活動や、子育てボランティアによる相互援助活動の育成・支援に取り組むなど、これからの時代にふさわしい、新たな支えあいによる地域ぐるみの子育て支援のまちづくりに取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
地域の子どもと子育てに関する機関、団体等との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の孤立化が進み、様々な問題や課題を抱えやすくなっている現在、行政や学校・幼稚園・保育所などの子育て専門機関は、地域の民生・児童委員や主任児童委員、青少年育成ボランティア等との連携が不可欠です。 ●子育て支援や虐待予防の取り組みに関し、それぞれが自らの役割を認識し、連携を一層深めていくよう、研修や啓発活動等に取り組みます。
子育て(支援)サークル支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て(支援)サークルの活動場所の確保支援として、ふれあいセンター等市内18か所の施設使用料の減免を継続します。 ●子育て(支援)サークル活動の活性化に向け、子育て情報誌やホームページ等で、サークル情報を提供します。
子育てボランティアの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て経験や資格等を生かしながら、子育て支援活動に取り組む子育てパートナーについて、保育所や地域子育て支援センター等の活動場所を提供していくとともに、より地域に密着した子育て支援活動の展開をめざします。 ●また、高知県こども・子育て応援団や家庭教育サポーターなどの子育てボランティアについても、県と連携しながら活動支援に取り組みます。
ファミリー・サポート・センター事業等	<ul style="list-style-type: none"> ●平成16年7月に設置した、子育て支援の会員制の有償ボランティア組織である「こうちファミリーサポートセンター」について、援助活動の拡大に取り組みます。 ●また、(財)21世紀職業財団の実施する保育サポーター、フレーフレーテレフォン等の子育て支援事業や地域の子育て支援活動の情報提供に努めます。



ウ 子育てに関する相談・情報提供の充実

子育てや幼児教育に関する情報があふれ、子育てに戸惑いや不安を抱く子育て家庭がみられます。幼稚園や保育所、家庭児童相談室等の専門機関に気軽に相談したり、情報を得られる機会づくりに取り組みます。

また、子育てサークルや一時保育等の子育て支援サービス、相談機関などの、子育てに関する様々な情報を、子育て情報誌やインターネット等により提供していきます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭児童相談室や保育所、保健所、学校、教育研究所、少年補導センターなど、子どもや子育て、教育等に関する相談機能の充実に努めるとともに、各種相談事業の積極的なPRを進めます。 ●高知県中央児童相談所や高知県心の教育センター、少年サポートセンター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」、幼稚園等の関係機関の相談事業についても、PRを進めます。
子育て応援ガイドの作成等	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳の別冊である「すこやか子育て応援ブック」について、その内容の充実化を図りながら引き続き配布します。 ●平成13年度に作成した「すくすくとさっこ」に引き続き、平成15年度には「すくすくとさっこ みに」を作成したところであり、今後も関係機関等の作成する情報冊子との整合を図りながら、子育て応援ガイドの作成に取り組めます。 ●「子育てバリアフリーマップ」や子どもの遊び場などを紹介した「公園マップ」の作成について、子育てサークルとの連携も視野に入れて取り組みます。 ●また、子どもと子育てに関するホームページの内容の更新や充実に取り組めます。
子どものための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●高知市子どもセンターの「わいわいくじら」をはじめとする、子どものための遊び場やイベント、催し物等の情報発信を促進します。



(2) 家庭生活と仕事の両立支援

[1] 現況と課題

高知市における出生数は減少傾向にあります。長引く不況や就労形態の多様化等を背景に、保育所入所申込児童数は、低年齢児を中心に、年々、増加しています。また、保育時間の延長や緊急・一時預かり等の保育ニーズの増加に加え、日頃の子育てに手助けが必要な家庭も増えるなど、子どもの健やかな育ちが、家庭生活と仕事の間で脅かされています。

子どもの育ちを支えていくためには、必要とされる保育ニーズに応えるとともに、企業等が、男性の働き方の見直しも含め、子育てを含めた家庭生活に配慮した職場づくりに取り組み、家庭生活と仕事の両立支援を図ることが必要です。

[2] 施策の方向と主な取り組み

ア 待機児童解消対策の推進

低年齢児を中心とする保育所入所待機児童の解消に向け、子どもの出生数及び保育ニーズの動向に留意しながら、計画的な対応を進めます。

また、社会環境の悪化や共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブへの入会希望も増加しつつあり、今後も、拡充に努めます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
保育所入所定員の弾力化の実施及び定員の見直し	●待機児童の解消に向け、保育所入所定員を超えて保育の実施を行うことのできる定員の弾力化に、引き続き取り組みます。 ●各地域及び各保育所の入所状況を踏まえ、定員の見直しを進めます。
低年齢児保育の充実	●0～2歳の低年齢児の受入枠の拡大に向け、乳児保育設備整備や増築等に取り組みます。
保育所の計画的な整備の推進	●老朽化した保育園舎について、待機児童解消及び多様化する保育ニーズへの対応の視点で、計画的な改築に取り組みます。 ●南海地震対策として、耐震調査を実施し、耐震改修や津波被害対策に取り組みます。
保育所入所定員の拡大	●上記の取り組みを進め、保育所入所定員の拡大を図ります。 (平成16年4月:79園,定員8,785人 → 平成21年度:79園,定員9,000人)
放課後児童クラブの拡充	●放課後児童クラブの拡充に努め、待機児童の減少を図ります。



イ 保育サービス等の充実

就労形態の多様化や共働き世帯の増加等を踏まえ、緊急時等にも安心して子どもを預けられる環境づくりや、多様なニーズに対応する保育サービスの充実に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
延長・早出居残り保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●長引く不況による共働き世帯の増加や就労形態の多様化等の影響を受け、保育時間の延長ニーズが高まっており、延長保育の実施拡大に努めます。(平成16年度:28園 → 平成21年度:31園) ●また、早出居残り保育についても引き続き取り組みます。
家庭支援推進保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに課題や問題を抱える家庭が増えてきており、家庭支援推進保育事業に取り組みます。
土曜日午後保育の拡大及び休日保育事業の実施検討	<ul style="list-style-type: none"> ●平成16年4月現在、31園が土曜日午後保育を実施しており、保育ニーズの推移を踏まえながら、実施園の拡大に取り組みます。 ●休日保育については、モデル園で試行的に取り組んだ後に、その成果を踏まえながら、実施園の拡大に取り組みます。(平成21年度:3園)
乳幼児健康支援一時預かり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●平成16年4月現在、市内2か所の病院に委託し実施しており、当面、利用状況の推移を見守っていきます。
子育て短期支援事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ●ショートステイ(短期入所生活援助事業)は、児童養護施設等6か所に委託して実施しており、利用ニーズ、実績とも高く、事業を推進します。 ●トワイライトステイ(夜間養護等事業)は、母子生活支援施設1か所に委託して実施していますが、利用実績がないため、広報のあり方等を見直します。
ファミリー・サポート・センター事業等(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成16年7月に設置した、子育て支援の会員制の有償ボランティア組織である「こうちファミリーサポートセンター」について、援助活動の拡大に取り組みます。 ●また、(財)21世紀職業財団の実施する保育サポーター、フレーフレーテレフォン等の子育て支援事業や地域の子育て支援活動の情報提供に努めます。
保育士研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保育士の専門性を深め、また、資質の向上を図ることを目的として、社会環境の変化や保育ニーズの多様化、地域における子育て支援ニーズの高まり等を踏まえ、保育士研修の充実に努めます。
ほのぼの保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市の定める要件を満たす認可外保育施設に対し、援助費を助成する「ほのぼの保育事業」に取り組みます。 ●認可外保育施設に対し、届出制度の周知を図るとともに、立ち入り調査や研修会の実施等により、適切な保育内容の確保に努めます。



ウ 子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり

完全週休2日制の普及定着や育児休業等を取得しやすい環境の整備,労働時間の短縮や弾力化など,子育てを含めた家庭生活に配慮した就労環境の実現をめざし,法制度の普及啓発等に取り組めます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
法制度等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●完全週休2日制の普及定着や時間外労働時間の削減,有給休暇等が取得しやすい職場づくりなど,労働時間の短縮等を促進するため,関係機関と連携を図り,法制度の啓発活動に努めます。 ●男女がともに育児休業や育児のための勤務時間の短縮等を受けられるよう,制度の普及啓発に取り組めます。 ●また,制度を利用しやすい職場環境づくりに努めるよう,企業に働きかけます。
妊娠・出産しても安心して働ける環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠や出産等を理由とした解雇の禁止(男女雇用機会均等法)や,産前産後休業等の母性保護規定(労働基準法)など,法制度の周知を図り,女性が安心して働き続けられる環境づくりを促進します。 ●こうした労働に関する相談の場として,高知市総合労働相談を実践します。
事業主行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各一般事業主について,策定した一般事業主行動計画の適切な推進が図られるよう,関係機関と連携を図ります。 ●仕事と家庭の両立支援に取り組む優良企業の取り組みの公表・表彰など,家庭にやさしい企業(ファミリー・フレンドリー企業)の普及促進に努めます。 ●特定事業主として,高知市も策定した特定事業主行動計画の着実な推進に取り組めます。



(3) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援

[1] 現況と課題

離婚率の高い本市は、ひとり親家庭が多く、特に収入が低い傾向にある母子家庭について、就業支援を中心とした自立支援策を推進していく必要があります。

また、養育困難や児童虐待等様々な理由により、児童養護施設等で親と離れて生活をする子どもや災害遺児について支援を図る必要があります。

[2] 施策の方向と主な取り組み

ア ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭に対する支援として、相談機能の充実を図るとともに、母子家庭の自立促進を図るための母子家庭等就業・自立支援センター等の自立支援事業に取り組みます。また、親子のふれあい交流事業や、ファミリー・サポート・センター事業等の新たな子育て支援サービスを推進します。

児童養護施設等入所児童や事故・災害等による災害遺児に対する支援を推進します。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子自立支援員を配置し、母子家庭等の悩みや不安の相談・助言を通じ、自立支援の手助けを行います。 ● 家庭児童相談室において、いじめや非行、ひきこもり、不登校などの問題を抱える家庭について、相談・助言等を行います。 ● 子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施により、一時的、緊急的な保育サービスに対応します。 ● 母子生活支援施設において、入所世帯に対する就労・家庭生活・児童の養育等に関する相談・助言を通じて、自立を支援します。 ● 母子福祉センターにおいて、親子のふれあい交流を進める交歓行事や各種講習会の開催等を通じ、ひとり親家庭、寡婦の福祉の増進を図ります。 ● 母子家庭医療助成事業に基づき、所得税非課税世帯の母子家庭等について、医療費の助成を行います。 ● 児童扶養手当制度に基づき、児童を養育する母子家庭等に手当を支給します。 ● 交通事故ほか不慮の災害により生計中心者が亡くなった遺児の養育者に対し、災害遺児手当を支給します。 ● 母子父子家庭等児童入学祝記念品料支給事業により、母子父子家庭の小学校新入学児に、記念品料を送ります。
母子家庭等の就業・自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業及び母子家庭高等職業訓練促進給付金事業に取り組み、母子家庭の母の就業促進を図ります。 ● 母子家庭等就業・自立支援センター事業を推進し、母子家庭の母の就業に関する相談や情報提供を行います。 ● 母子・寡婦福祉資金貸付金制度により、母の就業支援や児童の就学支援等に資する貸付の相談に応じます。
施設入所児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童養護施設等に入所する児童の健やかな成長を願い、フットサル・ドッジボール大会等の開催、中学校・高校卒業等記念品の贈呈、キャンプ・修学旅行への補助等を行います。



(4) 障害のある子どもと家族への支援

[1] 現況と課題

「障害児支援に関する調査」やワークショップで、保護者は子どもが親から自立し、地域の中で暮らせるような支援体制の充実を求めていることがわかりました。

子どもの育ちを大切にしながら、障害特性に応じた通所サービス・居宅サービスの充実を図る必要があります。

[2] 施策の方向と主な取り組み

ア 将来を見通した療育・支援システムづくり

医療・保健・福祉・教育などの関係機関との調整、サービスのコーディネート等の機能を持つ「(仮称)障害児支援センター」の検討に取り組みます。

また、障害と診断されてなくても発達に不安のある子どもとその保護者に対する支援に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
乳幼児発達相談	●乳幼児健診の結果、発育・発達面に不安や遅れの疑いのある子どもと保護者について、すこやか相談やたんぼ相談、つくしんぼ教室などの各種事業での相談や個別相談・支援を行うとともに、より専門的な療育等が必要な場合には、専門機関につなげます。
(仮称)障害児支援センターの検討	●将来、子どもが地域の中で自立できるよう、保護者が子どもの障害を受容できる支援を始めとして、子どものライフステージに沿った継続的な支援や関係機関との調整、サービスのコーディネート等の機能を持つ(仮称)障害児支援センターの検討に取り組みます。
自主活動への支援	●同じ障害や病気の子どもの持つ親子の情報交換や集い等の自主活動を支援します。



イ 個々の状況に応じた支援サービスの充実

障害のある子どもが、放課後や休日、長期休暇中に、家族以外の人とふれあったり、様々な体験活動ができたり、また、保護者も安心できるような支援体制づくりを進めます。

また、療育福祉センター等の専門機関、関係機関との連携を図りながら、子どもとその家族の状況に応じた生活支援サービスの充実や、学校卒業後の自立に向けた就労支援などに取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
放課後・長期休暇への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもの放課後児童クラブの利用について、今後とも関係機関との連携を密にして、積極的に取り組んでいきます。 ●小学生等の放課後の見守り支援として、市立養護学校及び東部健康福祉センターにおける障害児放課後等支援事業に取り組みます。 ●障害児支援事業や長期休暇支援事業を推進し、夏休み等の長期休暇時に障害のある子どもの過ごす場所を確保します。
障害児保育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所における障害児保育について、今後とも、関係機関との連携を図りながら推進していきます。 ●障害のある子どもを受け入れ、加配教員を配置している幼稚園に対し補助を行います。
通所等支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童デイサービスやショートステイ、タイムステイ、ヘルパー等の各種支援サービスの充実に努めます。
障害児通園施設の設置検討	<ul style="list-style-type: none"> ●重症心身障害児施設、知的障害児通園施設の設置を検討します。
心身障害児通園施設「ひまわり園」の移転整備	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの発達支援の場として、また、保護者の子どもの障害受容の場として、大きな役割を果たしている「ひまわり園」について、より一層の充実化を図るため、移転整備に取り組みます。
補装具の交付、日常生活用具の給付	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅の身体に障害のある子どもの自立や社会参加の促進等に向け、補装具の交付や日常生活用具の給付により、日常生活や社会生活の便宜を図ります。
学校卒業後に向けた支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関の連携を充実し、卒業前から情報交換や支援ができる体制づくりに取り組めます。 ●一般就労できる子どもについて、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、障害者職業センター等との連携や、職業訓練の実施、自立支援講座の開催などを通して支援を行います。 ●また、一般就労になじまない子どもについて、関係機関との連携のもと、福祉的就労や日中活動の場の提供を図ります。
関係機関との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●専門的な支援を行うため、療育福祉センター等専門機関や関係機関同士の連携を強化します。 ●また、庁内における障害児支援の連携強化に向け、療育連絡会（元気がいい課、健康づくり課、子ども福祉課、教育研究所）の研修活動等の取り組みを推進します。



(5)子育て家庭の経済的負担の軽減

[1]現況と課題

長引く景気の低迷により、リストラや給料カット、倒産など就労環境は悪化し、子育て家庭、特に若い世代における子育て費用に対する負担感は大きなものと思われます。また、理想の子どもの数に比べて現実の子どもの数が少ない理由のひとつに、子育ての経済的負担感が挙げられています。

子育て家庭の経済的負担の軽減に努める必要があります。

[2]施策の方向と主な取り組み

ア 子育て、教育に係る経済的負担の軽減

出産・育児に係る費用負担の軽減を図るため、乳幼児医療助成をはじめとする医療助成制度や各種手当の継続、保育料等の軽減に努めます。

また、子どもの教育に係る費用負担の軽減等に努めます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
各種医療助成制度等	●乳幼児医療助成制度や重度心身障害(児)者医療制度,母子家庭医療制度を継続します。 ●経済的理由で助産を受けることができないと認められる妊産婦の助産を図る助産施設制度を継続します。
保育料等の減免	●保育料や放課後児童クラブ保護者負担金の減免制度を継続します。
各種手当	●児童手当や児童扶養手当,在宅障害児及び保護者を対象とした特別児童扶養手当,障害児福祉手当等を継続します。
教育に係る費用負担の軽減等	●就学援助費,私立幼稚園就園奨励費補助金制度を継続します。 ●市立小学校の副教材の一部について,公費配布を継続します。 ●教育の機会均等を図るため,高知市大学等奨学資金制度を継続します。



(6)安心して子育てができる,子育てバリアフリーのまちづくり

[1]現況と課題

子どもや子ども連れの家族,妊産婦が利用しにくい施設や,危険な道路・水路等が少なくありません。障害のある人や高齢者に加えて,子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりに取り組むとともに,子ども連れでも公共の場や飲食店,店舗などを気兼ねなく利用できるような雰囲気,環境づくりも必要です。

また,南海地震や水害などに対する防災対策に取り組む必要があります。

[2]施策の方向と主な取り組み

ア 子育てバリアフリーのまちづくり

子どもや子ども連れが安心して生活できるよう,子育てバリアフリーの視点から,公共施設や道路,水路等の生活環境の整備を推進します。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
公共施設等のバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none">●公園の新設や再整備にあたっては,ワークショップ等により,公園出入口やトイレ等のバリアフリー化に取り組みます。●公共建築物の整備にあたっては,「ハートビル法」や「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」等を踏まえ,ベビーベッドやベビーチェアの設置等,子育てにやさしい環境づくりを進めます。●市営住宅の整備にあたっては,ユニバーサルデザインの導入を図るとともに,母子世帯向け住宅や多子世帯向け住宅の拡充の検討を進めます。
人にやさしい道づくり	<ul style="list-style-type: none">●平成15年4月策定の「高知市交通バリアフリー基本構想」を基に,道路・公共交通・交通安全の各事業者が特定事業計画を作成し,順次,速やかな事業実施に取り組みます。●歩道の段差解消や傾斜・勾配の改善,公共用地を利用した歩道拡幅などを進めます。
通学路等の整備	<ul style="list-style-type: none">●子どもの通学の安全を確保するため,緊急度・危険度の高い路線から,順次,整備を進めます。
子育てバリアフリーマップの作成	<ul style="list-style-type: none">●子育てサークル等との連携も視野に入れて取り組みます。
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">●ハード・ソフト両面にわたる子育てバリアフリーのまちづくりの大切さを,市民や地域,関係機関等に訴えていきます。



イ 防災対策の推進

学校や保育所等の耐震補強整備や防災学習、避難訓練などの防災対策に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
地域の防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における自主防災組織の育成・強化を図るとともに、次の世代を担う子どもたちへの防災学習を通じ、地域の防災力の向上を図ります。 ●児童生徒の発達段階に応じ、防災学習や定期的な避難訓練を実施します。
学校等施設整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、保育所等の耐震補強整備・改修に取り組みます。

ウ 交通安全の推進

子どもなどの交通弱者を交通事故から守るため、市民一人ひとりが交通安全のルールや知識を正しく理解し、マナーの向上が図られるよう、積極的に啓発活動を推進します。

警察をはじめとする関係機関・団体や地域のボランティア、幼稚園、保育所、学校、家庭等との連携を進め、市民と一体となった交通安全活動に取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
交通安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所、幼稚園、学校における交通安全教育を推進します。 ●各学校、地域における交通安全指導、通学路の安全点検等に取り組みます。 ●警察をはじめとする関係機関や交通安全団体・ボランティアとの連携を図りながら、各種交通安全運動を推進します。
交通安全施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●道路照明や防護柵、標識、反射鏡等の整備に取り組みます。
チャイルドシートの着用推進	<ul style="list-style-type: none"> ●チャイルドシート着用率の推移に留意しながら、着用啓発活動に取り組んでいきます。

(7) 安心して利用できるサービス体制づくり

[1] 現況と課題

利用者が安心して保育サービスや子育て支援サービスを利用できるよう、利用者である保護者と子どもの立場に立った仕組みづくりが求められています。

また、規制改革、三位一体改革など国の動向にも留意していく必要があります。

[2] 施策の方向と主な取り組み

ア 新たな時代に対応するサービス体制の検討

利用者の立場に立ったサービス体制づくりに向け、保育所における苦情解決制度や第三者評価の導入に取り組むとともに、積極的に情報開示を進めます。

また、市営保育所の再配置等の検討や、国がモデル事業として取り組む「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」を研究していきます。



主な取り組み	取り組みの概要・目標等
情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するよう、保育サービスの情報提供に積極的に取り組みます。 ● 適正な保育所運営及び経営主体の事業の透明性の確保に向け、適切な情報開示を指導します。 ● 認可外保育施設のサービス内容や責任体制等について、利用者に対し情報提供や説明を行うよう指導します。
第三者評価事業の導入	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の立場に立った良質な保育サービスの提供に向け、保育所及び利用者以外の公正・中立な第三者機関による専門的かつ客観的な立場から保育サービスの評価・公表等を行う第三者評価事業について、段階的な導入に取り組みます。
苦情解決体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営保育所における利用者等からの苦情の適切な解決を図るための苦情解決体制について、適切なあり方を検討のうえ、整備に取り組みます。
市営保育所の再配置等	<ul style="list-style-type: none"> ● 市営保育所の再配置等について、待機児童解消対策等との整合性に留意しつつ、計画策定を検討します。
総合施設の研究	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合施設について、「総合施設に関する合同の検討会議」がとりまとめた報告書や総合施設モデル事業の実施状況等を踏まえながら研究していきます。

イ 子育てに関する相談・情報提供の充実（再掲） 2-(1)-[2]-ウ

子育てや幼児教育に関する情報があふれ、子育てに戸惑いや不安を抱く子育て家庭がみられます。幼稚園や保育所、家庭児童相談室等の専門機関に、気軽に相談したり、情報を得られる機会づくりに取り組みます。

また、子育てサークルや一時保育等の子育て支援サービス、相談機関などの、子育てに関する様々な情報を、子育て情報誌やインターネット等により提供していきます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭児童相談室や保育所、保健所、学校、教育研究所、少年補導センターなど、子どもや子育て、教育等に関する相談機能の充実に努めるとともに、各種相談事業の積極的なPRを進めます。 ● 高知県中央児童相談所や高知県心の教育センター、少年サポートセンター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」、幼稚園等の関係機関の相談事業についても、PRを進めます。
子育て応援ガイドの作成等	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳の別冊である「すこやか子育て応援ブック」について、その内容の充実化を図りながら引き続き配布します。 ● 平成13年度に作成した「すくすくとさっこ」に引き続き、平成15年度には「すくすくとさっこ みに」を作成したところであり、今後も関係機関等の作成する情報冊子との整合を図りながら、子育て応援ガイドの作成に取り組みます。 ● 「子育てバリアフリーマップ」や子どもの遊び場などを紹介した「公園マップ」の作成について、子育てサークルとの連携も視野に入れて取り組みます。 ● また、子どもと子育てに関するホームページの内容の更新や充実に取り組みます。
子どものための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 高知市こどもセンターの「わいわいくじら」をはじめとする、子どものための遊び場やイベント、催し物等の情報発信を促進します。



3 子育て支援の輪がひろがるまち

(1) 子育てに理解のあるまちづくり

[1] 現況と課題

子育てに対する不安や負担感を抱えながら、子育て家庭は、精一杯、子育てに取り組んでいます。

社会全体が、子育てや家庭生活の大切さをもっと理解し、親、地域、社会みんなが、子育てを通して、ともに支えあい育っていくような「共育ちのまち」をめざしていく必要があります。

[2] 施策の方向と主な取り組み

ア 子育てに関する市民意識の啓発・高揚

家庭での子育てのあり方や、「親育ち」、「子育ち」を地域ぐるみで支えることの大切さを広く市民、地域に訴えます。また、子育ての喜びやすばらしさなどもPRしていきます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
子育てに関する啓発活動等の推進	<ul style="list-style-type: none">● 広報や講演会、シンポジウム、各種家庭教育講座の開催等を通じ、子育てに関する意識の啓発・高揚に努めます。● 小・中学生の乳幼児とのふれあい体験、思春期保健対策の充実など、子ども期から子育てを身近なもの、大切なものと感じられるような機会づくりに努めます。● 子育て（支援）サークルや子育て・子どもに関するNPO、ボランティア等の様々な活動について、広く市民に周知を図り、それぞれの活動の活性化につなげていきます。

イ 子育て・家庭生活に配慮した就労環境づくり（再掲） 2-(2)-[2]-ウ

完全週休2日制の普及定着や育児休業等を取得しやすい環境の整備、労働時間の短縮や弾力化など、子育てを含めた家庭生活に配慮した就労環境の実現をめざし、法制度の普及啓発等に取り組めます。



主な取り組み	取り組みの概要・目標等
法制度等の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●完全週休2日制の普及定着や時間外労働時間の削減,有給休暇等が取得しやすい職場づくりなど,労働時間の短縮等を促進するため,関係機関と連携を図り,法制度の啓発活動に努めます。 ●男女がともに育児休業や育児のための勤務時間の短縮等を受けられるよう,制度の普及啓発に取り組みます。 ●また,制度を利用しやすい職場環境づくりに努めるよう,企業に働きかけます。
妊娠・出産しても安心して働ける環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠や出産等を理由とした解雇の禁止(男女雇用機会均等法)や,産前産後休業等の母性保護規定(労働基準法)など,法制度の周知を図り,女性が安心して働き続けられる環境づくりを促進します。 ●こうした労働に関する相談の場として,高知市総合労働相談を実施します。
事業主行動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各一般事業主について,策定した一般事業主行動計画の適切な推進が図られるよう,関係機関と連携を図ります。 ●仕事と家庭の両立支援に取り組む優良企業の取り組みの公表・表彰など,家庭にやさしい企業(ファミリー・フレンドリー企業)の普及促進に努めます。 ●特定事業主として,高知市も策定した特定事業主行動計画の着実な推進に取り組みます。

(2) 男女共同参画社会の推進

[1] 現況と課題

女性の社会進出が進んでいますが,まだまだ家庭や職場,地域には男女の固定的な性別役割分担意識や慣行等が根強く残っています。

真に豊かな社会とは,性別によらず,一人ひとりの個性や能力が認められ発揮できる社会です。

子育てを含めた家庭生活においては,女性だけに負担がかからないようになることはもちろん,男性が子育てにもっと関わることにより,子育ての喜びやすばらしさなどを実感できるようになることも大切です。

[2] 施策の方向と主な取り組み

ア 男女平等教育の推進

男女共同参画社会の実現を図るためには,乳幼児期からの平等教育,人権教育が大切です。保育所や学校において,性別にとらわれないその子らしさを大切にす保育,教育に取り組みます。

また,地域・職域両面から広範な人権啓発活動に取り組み,人権意識・男女平等意識の高揚を図ります。



主な取り組み	取り組みの概要・目標等
学校,保育所等における平等教育,人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市立学校・幼稚園教職員,保育所職員等に対する人権研修を推進します。 ●児童生徒を対象とした人権総合学習を推進します。
地域における人権啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●人権を守るまちづくりの推進に向け,地区人権啓発推進委員会に対し活動助成を行います。 ●PTA人権教育研修や地域保護者人権教育研修,地域ぐるみ人権教育推進事業など,PTAや保育所の保護者,地域等を対象とした人権研修を推進します。
男女共同参画に関する意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●平成13年度から,教職員や保護者,児童生徒を対象とした意識調査を,順次,実施してきており,これらの調査結果を教育現場での啓発・研修等に活かします。

イ 家庭・地域・職場等における男女共同参画の推進

「高知市男女共同参画推進プラン」を指針として,家庭や職場,地域など様々な場面における男女共同参画の実現に取り組みます。特に,男女がともに仕事と子育てを含めた家庭生活を両立し,安心して子どもを産み育てることができ環境づくりが大切であり,地域社会や企業,市民に対する意識啓発を進めます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
男女共同参画推進のための広報・啓発活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●広報や講演会,シンポジウム,各種講座の開催等を通じ,男女共同参画推進のための広報・啓発・情報提供に努めます。 ●こうち男女共同参画センター「ソーレ」において,「男性セミナー」や「父と子の料理教室」,「ソーレで遊ぼう」等の男性や子どもを対象としたイベントを開催するなど,幅広い活動を展開します。
相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ソーレでの女性を対象とした一般相談や法律相談,心の相談,男性を対象とした一般相談や心の相談など,各種相談事業を推進します。 ●また,ドメスティック・バイオレンスに関するパンフレットの作成や,相談窓口の情報提供を行います。

(3) 子育て支援の輪づくり

[1] 現況と課題

子育てに不安や悩みを感じたり,養育困難に陥ったりあるいは児童虐待の心配があるなど,地域には手助けの必要な子育て家庭がいます。

子育て家庭が,地域の中で孤立することなく,安心して子育てができるよう,子育て家庭を温かく包み込んでくれる子育て支援の小さな輪や大きな輪が重なり広がるような,子育て支援のまちづくりに取り組みます。



[2] 施策の方向と主な取り組み

ア 子育て支援のネットワークづくり

地域の子育て家庭を支えていくため、保育所や幼稚園、学校、民生・児童委員、主任児童委員などの子どもに関わる機関・団体と行政の連携・協力について、これまで以上に深めていく必要があります。

また、地域における主体的な子育て支援を推進していくために、子育て支援のネットワークづくりに取り組む必要があります。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
子育て支援ネットワークの検討	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関が連携し、地域の中で子育てを支えていくことを目的として、潮江地区に「うしおえねっと」が設立されています。 今後、「うしおえねっと」の取り組みを支援していくとともに、こうした地域の子育て支援のネットワークづくりの拡大を検討していきます。

イ 地域ぐるみの子育て支援活動の推進（再掲） 2-(1)-[2]-イ

子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、また、地域から温かく見守られていると感じられるよう、子育て中の母親同士のサークル活動や、子育てボランティアによる相互援助活動の育成・支援に取り組むなど、これからの時代にふさわしい新たな支えあいによる地域ぐるみの子育て支援のまちづくりに取り組みます。

主な取り組み	取り組みの概要・目標等
地域の子どもと子育てに関する機関、団体等との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家庭の孤立化が進み、様々な問題や課題を抱えやすくなっている現在、行政や学校・幼稚園・保育所などの子育て専門機関は、地域の民生・児童委員や主任児童委員、青少年育成ボランティア等との連携が不可欠です。 ●子育て支援や虐待予防の取り組みに関し、それぞれが自らの役割を認識し、連携を一層深めていくよう、研修や啓発活動等に取り組めます。
子育て（支援）サークル支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て（支援）サークルの活動場所の確保支援として、ふれあいセンター等市内18か所の施設使用料の減免を継続します。 ●子育て（支援）サークル活動の活性化に向け、子育て情報誌やホームページ等で、サークル情報を提供します。
子育てボランティアの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て経験や資格等を生かしながら、子育て支援活動に取り組む子育てパートナーについて、保育所や地域子育て支援センター等の活動場所を提供していくとともに、より地域に密着した子育て支援活動の展開をめざします。 ●また、高知県こども・子育て応援団や家庭教育サポーターなどの子育てボランティアについても、県と連携しながら活動支援に取り組めます。
ファミリー・サポート・センター事業等	<ul style="list-style-type: none"> ●平成16年7月に設置した、子育て支援の会員制の有償ボランティア組織である「こうちファミリーサポートセンター」について、援助活動の拡大に取り組めます。 ●また、(財)21世紀職業財団の実施する保育サポーター、フレーフレーテレフォン等の子育て支援事業や地域の子育て支援活動の情報提供に努めます。



第4章 資料

1 保育サービス等数値目標一覧表

事業名等	16年度実施事業量等	21年度目標事業量等
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後時保育:施設型)	2か所	2か所
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所
放課後児童クラブ	42か所 定員:2,500人	46か所 定員:2,720人
子育て短期支援事業:ショートステイ	6か所	6か所
子育て短期支援事業:トワイライトステイ	1か所	1か所
保育所一時保育事業	5か所	8か所
地域子育て支援センター事業	5か所	8か所
通常保育事業	79か所 定員:8,785人	79か所 定員:9,000人
延長保育事業	28か所	31か所
休日保育事業	—	3か所
育児支援家庭訪問事業	—	実施



2 高知市子育て支援計画推進協議会答申

平成 16 年 10 月 20 日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市子育て支援計画推進協議会
会長 島内 貞夫

高知市子ども未来プラン「すくすくとさっこ 21」について、下記の意見を付して答申いたします。

記

高知市子ども未来プラン「すくすくとさっこ 21」(案) 別紙のとおり

付 帯 意 見

- 一 高知市子ども未来プラン「すくすくとさっこ 21」に掲げる基本理念、基本目標の早期実現に向け、計画の着実な推進に努めること。
- 一 子どもの最善の利益を常に念頭に置きながら、高知市が関与するすべての施策・事業について、子どもと子育て家庭に配慮した取り組みを進めること。
- 一 子どもたちが、すくすくと育ち、のびのびと毎日を送っていけるよう、また、子育て家庭が地域の中で孤立することなく安心して子育てができるよう、市民、地域、企業、行政等の連携と協働による、子育て支援のまちづくりに取り組むこと。
- 一 児童虐待に関する意識啓発や相談体制の充実に取り組むとともに、児童虐待予防ネットワークの推進・拡大を図るなど、児童虐待のないまちづくりを進めること。

以上



3 高知市子育て支援計画推進協議会委員名簿

委嘱日:平成14年12月26日

	氏名	団体名(役職等)	備考
会長	島内貞夫	高知学園短期大学(学生部長)	
副会長	池田律子	高知市立小・中・養護学校長会(副会長)	
委員	岡林道生	学校法人若草幼稚園(園長)	
委員	門田正坦	高知市医師会(理事)	
委員	上島 剛	高知市保育所保護者会連合会(会長)	平成15年6月30日まで
委員	北添哲郎	高知市青少年育成協議会(会長)	平成16年5月31日まで
委員	下司伴子	市民公募委員	
委員	高地由佳	市民公募委員	
委員	白土圭志	高知県私立幼稚園PTA連合会(会長)	
委員	関田浩美	高知市男女共同参画社会推進協議会, 高知市小中学校PTA連合会(副会長)	
委員	田村理絵	市民公募委員	
委員	戸田隆彦	高知県保育所経営管理協議会(会長)	
委員	濱川良子	高知市青少年育成協議会(副幹事長)	平成16年6月1日から
委員	森下安子	高知女子大学(看護学部講師)	
委員	森田勝滝	高知市主任児童委員	
委員	山下文子	高知県保育士会(会長)	
委員	山中倫雄	心身障害児通園施設 「高知市ひまわり園」相談員	
委員	山本重孝	高知市保育所保護者会連合会(会長)	平成15年7月1日から
委員	和田友喜	高知市民営保育所協議会(会長)	

※ アイウエオ順です。

※ 団体名(役職等)は、就任時のものです。



4 策定の経過

日付	会議内容
平成14年11月20日	公募委員の選考 広報「あかるいまち」で公募し、応募者11名の中から3名を公募委員選考委員会で選考
平成14年12月4日 ～ 平成14年12月18日	高知市子育てに関するアンケート調査を実施 就学前児童家庭2,400世帯,小学校低学年児童世帯1,200世帯を無作為抽出により選び,郵送法により実施
平成14年12月26日	平成14年度第1回推進協議会 現行エンゼルプラン・高知市の取組状況の説明
平成15年2月27日	平成14年度第2回推進協議会 高知市の取組状況・諸外国の状況・アンケート調査の中間報告の説明
平成15年5月13日	平成15年度第1回推進協議会 子育て支援室の設置報告,次世代育成支援対策推進法などの国の動向報告,今後の取組方針及び策定スケジュールの見直しに関する協議,計画改定にあたり重点的に取り組むべき課題の検討
平成15年8月28日	平成15年度第2回推進協議会 国・次世代育成支援対策担当課長会議報告,「三鷹市シンポジウム」及び「吉祥寺0123」視察報告,今後の計画改定作業の進め方に関する協議
平成15年10月14日	平成15年度第3回推進協議会 次世代育成支援に関するニーズ調査の実施及び今後のスケジュール見直しについて承認,課題等の検討,委員による計画改定に係る提案・意見の交換等
平成15年11月14日 ～ 平成15年11月30日	高知市次世代育成支援に関するニーズ調査を実施 就学前児童家庭2,316世帯,小学校低学年児童世帯1,405世帯を無作為抽出により選び,郵送法により実施
平成15年11月20日	平成15年度第4回推進協議会 課題等の検討,委員による計画改定に係る提案・意見の交換等
平成15年12月	広報「あかるいまち」12月号で,子育て支援計画(行動計画)策定に関するPRを行うとともに,広く市民より意見・提案等を募集



日付	会議内容
平成16年1月27日	平成15年度第5回推進協議会 課題等の検討,委員による計画改定に係る提案・意見の交換
平成16年2月26日	平成15年度第6回推進協議会 児童福祉法改正(案)等の説明,計画の方向性等に関する協議(策定の主旨,計画の性格・期間・対象,計画推進の八つのポイント,重点施策等)
平成16年4月27日	平成16年度第1回推進協議会 基本理念,基本目標,施策体系に関する協議
平成16年6月24日	平成16年度第2回推進協議会 ニーズ調査結果及びパブリックコメントの実施,ファミリー・サポート・センター事業の実施等の説明,計画素案の検討(第1章計画の概要～第2章計画の基本理念)
平成16年7月20日	平成16年度第3回推進協議会 計画素案の検討(第2章計画の基本理念)
平成16年8月26日	平成16年度第4回推進協議会 計画素案の検討(第1章計画の概要～第2章計画の基本理念部分の再調整)
平成16年9月28日	平成16年度第5回推進協議会 計画素案の検討(第3章各論,第4章資料)及び全体調整
平成16年10月20日	高知市子ども未来プラン「すくすくとさっこ21」原案を市長に答申
平成16年11月1日 ～ 平成16年11月30日	高知市市民意見提出(パブリックコメント)制度に基づく計画案の公表及び意見募集を実施
平成17年2月25日	計画案に寄せられた市民の意見に対する市の考え方を公表
平成17年3月23日	少子高齢対策推進本部において計画決定



5 高知市子育て支援計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高知市子育て支援計画(以下「子育て支援計画」という。)の推進に当たり、市民の意見を反映させるため、高知市子育て支援計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 子育て支援計画の見直し又は改定に関すること。
- (2) 子育て支援計画に基づく諸政策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子育て支援計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 児童福祉関係団体の職員
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第6条 協議会はその所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第7条 会長は、協議会の所掌事項につき専門的に協議する必要があるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部子ども福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

(会議の招集に関する特例)

3 施行日以後最初に開催される協議会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。



6 高知市子育て支援計画推進協議会委員公募実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市子育て支援計画推進協議会設置要綱(平成14年8月20日制定。以下「設置要綱」という。)第3条第1項に規定する委員のうち公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)の公募の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 公募委員の公募の告知は、広報紙あかるいまちへの掲載により行うものとする。

2 前項の公募に際し掲載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集の趣旨
- (2) 応募資格
- (3) 募集人員
- (4) 任期
- (5) 募集方法
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) 募集期間
- (9) その他必要な事項

(応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 公募開始の日現在において、本市に引き続き1年以上住所を有する者及び本市の他の審議会の委員でない者。

(2) 設置要綱第3条第1項の規定する委員として委嘱しようとする日現在において20歳以上の者。

(応募方法)

第4条 公募委員に応募しようとする者は、市長が別に定める日までに、応募の動機についての作文を郵送又は電子メールにより市長に提出しなければならない。

(公募委員の決定)

第5条 公募委員は、次条第1項の規定による高知市子育て支援計画推進協議会公募委員選考委員会で選考し、市長が決定する。

(高知市子育て支援計画推進協議会公募委員選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため、高知市子育て支援計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

- 2 選考委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 選考委員会の委員は、学識経験者等及び本市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 選考委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(選考委員会の会議)

第7条 選考委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、健康福祉部子ども福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の公募の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年8月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開催される選考委員会の会議は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。



高知市子ども未来プラン
すくすくとさっこ21

編集・発行

高知市子ども福祉課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号
TEL:088-823-9447

